

令和元年

笛吹市議会
第4回定例会会議録

令和元年12月 2日 開会

令和元年12月20日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第186号

令和元年笛吹市議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月25日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和元年12月2日 午後 1時30分
2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

不応招議員（ な し ）

令和元年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和元年12月2日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 承認第4号 令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第119号 笛吹市財産区管理会の財産区管理委員の報酬に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第120号 笛吹市税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第121号 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第122号 笛吹川都市計画事業石和温泉駅前土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第123号 笛吹市火災予防条例の一部改正について
- 日程第11 議案第124号 令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第12 議案第125号 令和元年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 議案第126号 令和元年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 議案第127号 令和元年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 議案第128号 令和元年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第16 議案第129号 令和元年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第130号 令和元年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第131号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市芦川国民健康保険診療所)
- 日程第19 議案第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市立かすがい東保育所)

- 日程第20 議案第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市はなぶさふれあい児童館）
- 日程第21 議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市御坂児童センター）
- 日程第22 議案第135号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市石和温泉駅観光案内所）
- 日程第23 議案第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市石和小林公園・笛吹市石和温泉駅前公園・笛吹市近津ふれあい公園）
- 日程第24 議案第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代ふれあい健康広場）
- 日程第25 議案第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代増田ふれあい広場）
- 日程第26 議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八田御朱印公園）
- 日程第27 議案第140号 区域外における公の施設の設置に関する協議について
- 日程第28 議案第141号 甲府市の一部に公の施設を利用させることに関する協議について
- 日程第29 議案第142号 笛吹市職員給与条例の一部改正について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

3. 欠席議員

(な し)

4. 会議録署名議員

9番 荻 野 謙 一 10番 北 嶋 恒 男

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	雨 宮 寿 男
教 育 長	小 澤 紀 元	総 務 部 長	須 田 徹
総合政策部長	深 澤 和 仁	会 計 管 理 者	石 原 和 加 子
市民環境部長	雨 宮 昭 夫	保 健 福 祉 部 長	飯 島 尚 美
福祉事務所長	赤 尾 好 彦	産 業 観 光 部 長	小 宮 山 和 人
建 設 部 長	標 博 司	公 営 企 業 部 長	須 田 富 士 男
教 育 部 長	宇 佐 美 正 博	総 務 課 長	雨 宮 和 博
政 策 課 長	西 海 好 治	財 政 課 長	返 田 典 雄
消 防 長	福 嶋 一 仁	代 表 監 査 委 員	横 山 祥 子
農業委員会会長	赤 岡 勝 廣		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3名）

議会事務局長	青 山 好 英
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶

○議長（中村正彦君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年笛吹市議会第4回定例会を開会いたします。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

師走を迎え何かと慌ただしくなっておりますが、議員各位におかれましては議員活動、ならびに市政運営につきまして1年間ご苦勞いただき、精力的な活動に敬意と感謝を申し上げます。

さて、議長就任から1年が経過し、重責を痛感しているとともに市民生活の安定向上に向け、議会活動のより一層の充実強化に努めてまいりますので、引き続き議員各位のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

今議会には市長より条例、令和元年度補正予算など各種案件が提案されます。会期中、格別のご精励を賜り慎重にご審議くださいますようお願い申し上げ、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中村正彦君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第9番 荻野謙一君および

議席第10番 北嶋恒男君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中村正彦君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの19日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月20日までの19日間と決定いたしました。

○議長（中村正彦君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

本日まで受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおり総務常任委員会に付託をいたします。

続いて、監査委員から令和元年8月分から令和元年10月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承をお願いいたします。

次に地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長（中村正彦君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第5 承認第4号から日程第28 議案第141号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和元年笛吹市議会第4回定例会の開会に当たり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、台風19号への対応についてです。

台風19号の通過に伴う大雨により、東日本を中心に広い範囲において、河川堤防の決壊等による大規模な浸水や土砂災害が起き、多くの人命や大切な財産を失うなど、甚大な被害が発生をしました。

山梨県においても、初めて大雨特別警報が発令され、土砂の崩落、橋梁の沈下などにより、中央自動車道や国道20号などの主要幹線道路の通行止めや、JR中央本線の運行停止など県民生活や地域経済に大きな影響を及ぼす被害が発生をしました。

本市においては、人的被害や大規模な物的被害はありませんでしたが、大雨警報が発令された10月12日、午前3時45分に警報等配備体制に入り、午前6時5分に災害警戒本部に移行しました。早い段階から台風の影響を予測する中で、正午には、災害対策本部を立ち上げ、全職員体制で台風の接近に備え対応を行いました。

また、市民の皆さまが早い段階で安全に避難できるよう、台風の影響が出始める前の11日、午後4時に八代総合会館に避難所を開設し、12日、午前9時以降、市内各所の降雨量および予報を確認しながら、順次、指定避難所を開設し、市内12カ所の避難所において1,050人の避難者の受け入れを行ったところであります。

これら台風への対応を通して得られた課題について、しっかり検証し、人命を守ることを最優先に考え、これからの災害対応に活かしてまいります。

次に、九州国立博物館での縄文王国やまなし展開催についてです。

10月29日から12月22日まで、九州国立博物館において、特集展示として「縄文王国やまなし」展が開催されています。

展示されている57点のうち、42点が釈迦堂遺跡博物館の収蔵品であることから、日本遺

産に認定された「星降る中部高地の縄文世界」を全国に発信できる良い機会となり、また、歴史的な資産を豊富に持ち、特に古代から中世にかけては甲斐国の政治、文化の中心だったといわれる本市のPRにつながるものと期待をしております。

次に、都内エージェントトップセールスについてです。

10月30日に、都内の大手旅行会社の6社を訪問し、令和2年度に本市が「笛吹物語」として開催する「日本一早いハウス桃宴」「桃源郷を歩こう2020」「笛吹川石和鵜飼2020」「川中島合戦戦国絵巻」などの観光イベントについてPRを行いました。

旅行会社に、本市を目的地としたツアーの企画を要請し、観光客の誘客につながるよう積極的なトップセールスを行ってまいりました。

次に、石橋工業団地のエリア拡張についてです。

「農村地域への産業の導入に関する実施計画」に位置付けられた石橋工業団地等のエリア拡張のための手続きを進め、10月31日に農振計画の公告を行いました。これにより、農振計画および農産計画の見直し作業が完了しました。今後は、企業立地の入居手続きを進めています。

また、現在、農振の随時見直しによる個別相談を受け付けており、12月中には今年の申請受付を終了する予定であります。

なお、農振の随時見直しによる申請受付は、今年度以降、毎年実施する予定です。

次に、市制施行15周年記念式典についてです。

10月12日、スコレーセンターにおいて予定していた式典は、台風19号の接近に伴い、中止とさせていただきます。

このため、11月15日には、改めて市政功績者、公職退任者、行政区長退任の方々を、スコレーセンターへお招きし、表彰状授与および感謝状贈呈の式典を行いました。受賞された皆さまに改めて敬意を表したいと存じます。

次に、世界農業遺産セミナーについてです。

11月17日に、山梨市において、多くの方々にご参加いただく中、世界農業遺産セミナーが盛大に開催されました。

このセミナーは、峡東地域の「盆地に適応した山梨の複合果樹システム」の世界農業遺産認定に向けた取り組みとして峡東三市で共催したものであり、今後、国連食糧農業機関による現地調査を経て、来年3月頃には世界農業遺産に認定される見込みであります。

次に、桃、スモモのせん孔細菌病秋防除についてです。

せん孔細菌病対策としての秋防除の実施状況については、市内全域の桃、スモモの圃場においてボルドー液の散布が実施され、防除を必要とする生産者総数3,028人に対して、防除の実施率は93%となっています。

11月29日に、県、市、議会、JA、農業委員会および生産者で構成する笛吹市桃せん孔細菌病防除対策本部会議を開催し、防除が実施されていない圃場の対応策や、春の防除の実施について検討を行いました。今後も、関係者が一丸となり、せん孔細菌病の早期撲滅に向けて対応してまいります。

次に、第23回全国小学生、中学生俳句会についてです。

全国42都道府県の小中学校514校から、小学生の部に1万9,951句、中学校の部には1万8,438句の合計3万8,389句の応募がありました。

毎年、多くの俳句が全国から寄せられ、俳句の里として本市の知名度が定着していることが伺えます。

12月21日に、いちのみや桃の里ふれあい文化館において、表彰式を行い、文部科学大臣賞をはじめとする入賞作品を発表いたします。

続きまして、本日、提出いたしました案件につきまして概略をご説明申し上げます。

提出しました案件は、専決処分の承認案件1件、条例案5件、補正予算案7件、指定管理者の指定に関する議案9件、その他の議案2件、合わせて24案件であります。

はじめに、専決処分の承認案件です。

令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めるについては、10月12日の台風19号の影響により、本市でも道路や水路を中心に、市内各所で被害が発生をしました。

このため、災害復旧等に要する経費のうち、緊急的に対応する必要があるものについて、総額3,471万円を追加する補正予算を編成し、令和元年10月25日付けで専決処分を行いましたので、承認をお願いするものであります。

続きまして、条例案です。

まず、笛吹市財産区管理会財産区管理委員の報酬に関する条例の制定については、地方自治法第203条の2の規定に基づき、委員の報酬に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に笛吹市税条例の一部改正については、固定資産税の全期前納報奨金制度の廃止に伴い、条例の一部改正を行うものであります。

また、その他の条例案3件につきましては、いずれも関係上位法令等の改正に伴うものであります。

続きまして、補正予算案であります。

まず令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5億5,675万円を追加し、総額を329億1,317万円とするものです。

歳入の主なものは、国県支出金1億3,556万円、寄附金5,410万円、繰入金2億3,355万円、市債1億2,380万円をそれぞれ追加するものです。

次に、歳出の主なものは、台風19号による被害の復旧経費として7,163万円を追加しました。

また、民生費において、障害者介護給付・訓練等給付事業に5,747万円、施設型給付費等事業に2,808万円、児童扶養手当支給事業に4,715万円の追加を行うものです。

さらに、教育費において、小学校教師用教科書・指導書等整備事業に3,245万円を追加しました。

そのほか、人事院勧告に伴い、職員人件費についても1,478万円の追加を行うものです。

続きまして、特別会計の補正予算案は、国民健康保険特別会計をはじめ3会計について、総額5,899万円を追加するものです。

続きまして、公営企業会計の補正予算案は、水道事業会計の資本勘定において37万円を追加するものです。

続きまして、公の施設に係る指定管理者の指定に関する議案についてです。

令和2年3月をもって指定期間が満了する10施設および新たに指定管理を導入する1施設

について、令和2年4月以降の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

続きまして、その他議案です。

区域外における公の施設の設置に関する協議についておよび甲府市の一部に公の施設を利用させることに関する協議については、甲府市の一部地域の下水処理を行うに当たり、笛吹市の区域内に甲府市の公共下水道施設を設置し、笛吹市公共下水道施設に接続し利用するとともに峡東流域下水道へ流入するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件について、提案理由をご説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村正彦君）

ただいま、市長の説明が終わりました。

これより日程第5 承認第4号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第4号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、承認第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより承認第4号について、それぞれ討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

承認第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより、承認第4号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時54分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案1案が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり、日程を追加いたします。

これより日程第29 議案第142号を議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案します議案1件について、概略をご説明申し上げます。

議案第142号 「笛吹市職員給与条例の一部改正について」です。

人事院及び山梨県人事委員会による公務員の給与等に関する勧告等に鑑み、民間の給与との格差を是正するため、条例の一部改正を行うものです。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中村正彦君）

説明が終わりました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月3日から12月9日までは、議案審査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日12月3日から12月9日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は12月10日、午前10時から再開したいと思います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時56分

令和元年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和元年12月10日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 市長提出議案 議案第119号—議案第142号(一括上程)
上程議案に対する質疑

日程第2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	雨 宮 寿 男
教 育 長	小 澤 紀 元	総 務 部 長	須 田 徹
総合政策部長	深 澤 和 仁	会 計 管 理 者	石 原 和 加 子
市民環境部長	雨 宮 昭 夫	保 健 福 祉 部 長	飯 島 尚 美
福祉事務所長	赤 尾 好 彦	産 業 観 光 部 長	小 宮 山 和 人
建 設 部 長	標 博 司	公 営 企 業 部 長	須 田 富 士 男
教 育 部 長	宇 佐 美 正 博	総 務 課 長	雨 宮 和 博
政 策 課 長	西 海 好 治	財 政 課 長	返 田 典 雄
消 防 長	福 嶋 一 仁	代 表 監 査 委 員	横 山 祥 子
農業委員会会長	赤 岡 勝 廣		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3名）

議会事務局長	青 山 好 英
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶

○議長（中村正彦君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたのでご報告申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中村正彦君）

日程第1 「市長提出議案 議案第119号から議案第142号までを一括議題とし、上程議案に対する質疑」および日程第2 「市政一般についての一般質問」を行います。

今定例会へは8名から13問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了したあととなりますので、ご承知をお願いいたします。

それでは通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可いたします。

14番、渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

はじめに、地域を守る建設土木工事の担い手を育てる公共工事の平準化についてお伺いいたします。

近年、大規模震災、大規模水害、また大規模風害と、想定を超える自然災害が頻発しております。こうした自然災害への対応として、住民の安全を確保し被害を最小限に食い止めるためには、地域の建設土木工事者の協力が必要不可欠です。少子高齢化、人口減少社会において地域の人材確保が年々難しくなる中で、建設業界の活性化による担い手確保のためには、公共工事の平準化が必要であります。公共工事の平準化により、地元の労働者、技術者、技能者は年間を通して仕事が安定的にでき、また計画的な休暇取得なども可能になります。また、事業者の機材の稼働率向上により、重機等の保有も促進され、地域の建設事業者の災害への即応能力

も向上いたします。さらに行政の側にとっても発注職員等の事務作業の一時期集中を回避することも可能となります。

そこで4点、質問させていただきます。

はじめに、債務負担行為の積極的な活用についてお伺いいたします。

予算は単一年度で完結することが原則ですが、大規模な土木工事など単年度で終了できずに後の年度にわたって支出しなければならない事業においては、債務負担行為が設置されています。道路の舗装工事や修繕工事など、短期で行われる事業においては、平準化を踏まえ年間を通して、可能な限りそれを対応していただくだけの整備を整えておくことは、地域住民の安全を守る上でも大切なことです。

そこで、幹線道路や橋梁など長期の工期が要する工事だけでなく、生活道路としての舗装工事や修繕工事などにも債務負担行為を設定し、年度をまたぐ工期で発注できるようにすることも必要であると考えますが、見解をお聞かせください。

(2)として、公共工事へのゼロ市債の活用についてお伺いいたします。

平準化を図るため、公共工事のゼロ市債を活用する自治体が増えております。通常、新年度で発注する工事を前年度中に債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより年度内、または新年度早々の工事着手が可能となるものです。当該工事の支払いは、新年度の予算で対応します。

そこで、ゼロ市債への活用について、現状と今後の方針についてお聞かせください。

(3)として、公共工事の柔軟な工期の設定についてお伺いいたします。

公共工事の工期設定や施工期間の選択をより一層柔軟に行うことにより、工事の平準化をはじめ効率的な施工が可能となります。

具体的な事例としては、工事着手時期、工事完成期限等の特定な災害工事の発注にあたっては、落札日の翌日から一定期間内に発注者が工事着手日を選択できる工事着手日選択可能期間を定め、緩やかな工事、本当にそういうゆとりある工事をうながすフレックス工期契約制度があります。また、工事着手時期を特定される建設工事の発注にあたっては、落札日の翌日から工事着手指定日の前日までの間を事前の準備期間と定めることにより計画的な発注を行い、円滑な施工を促す早期契約制度もあります。そこでフレックス工期契約制度や早期契約制度などを活用しての公共工事の柔軟な工期の設定について、現状と今後の方針についてお聞かせください。

(4)として、公共工事の速やかな繰越手続きについてお伺いいたします。

年度末間際の繰越手続きや年度内の工事完了に固執することなく、当該年度内で完成できない工事については、適正な工期を確保し、安全に安心して工事を続けてしていただけるよう、速やかな繰越手続きが必要であります。

工事や業務などを実施する中で、気象または用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難、その他やむを得ない事由により工事が予定どおりに進まない場合、発注者が無理をしないように当初の計画を見直すことは、働き方改革を推進する意味からも重要であります。そこで、やむを得ない理由により工期が遅れそうな工事については、年度末にこだわることなく、早い段階から予定日数を見込み、繰越手続きを積極的に進めていくべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えいたします。

まず、生活道路の舗装工事、修繕工事への債務負担行為の設定についてです。

生活道路等の舗装、修繕工事につきましては、4月と10月に市内を地域分けした上で入札を行い、それぞれの業者と半年間、いつでも舗装、補修工事が行えるような契約をしておりますので、債務負担行為の設定によらなくても、年間を通して迅速な対応ができる体制を整えています。

次に、公共工事へのゼロ市債の活用に係る現状と今後の方針についてです。

債務負担行為を設定することで、翌年度の工事等の発注を前年度に行うことを可能とする、いわゆるゼロ市債について、本市においては、これまで活用した実績はありません。

ゼロ市債は債務負担行為であり、会計年度独立の原則に対する例外措置として認められているもので、その運用は慎重に行うべきものと理解しています。

しかしながら、施工時期等の平準化の推進において、ゼロ市債の活用は有効であると考えており、今後、活用に向けて検討していきます。

次に、公共工事の柔軟な工期の設定についてです。

本市では、早期契約制度、フレックス工期契約制度などといった工期設定や施工時期を柔軟にするような工事発注は、現在行っていません。

しかしながら、柔軟な工期の設定を行い、建設資材や労働者などの確保に要する準備期間を設けることで、受注者の労働環境の改善につながり担い手対策になること、また、工事の発注時期が分散化され、平準化対策にもつながるものと考えますので、準備期間が必要な大規模な工事などへの導入について検討していきたいと考えております。

次に、公共工事の速やかな繰り越し手続きについてです。

天候不良など受注者の責任によらない事由により、工期内に工事が完了できない場合には、発注者と受注者の双方で書面により協議し、合意の上、繰り越しも含めて工期の延長を行うなど、調整をしているところです。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。よろしくお願いたします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

避難所となる体育館のエアコン設置について、お伺いたします。

公立小中学校の普通教室へのエアコン設置が全国で急速に進んでいます。従来、約33.3%から51.7%だった地方自治体の実質負担率を26.7%に抑えた新たな国の支援策により推進が大きく進むことになりました。公明党はエアコン設置後の電気代を節約するため、稼働を控えることがないよう、自治体の支援の必要性を主張してまいりました。これを受け政府は

2019年度予算で自治体への交付税措置の中に、光熱水費にかかる69億円を盛り込み、その上で、エアコンの光熱費を恒久的に措置できるよう地方交付税法を改正しました。

本市においては、普通教室はもちろん、特別教室への設置も進み、喜びの声が寄せられています。今後は避難所ともなる体育館への設置も取り組むことが重要でないかと考えます。

緊急防災・減災事業債を活用すれば、指定避難所となる体育館へのエアコン設置も可能となりますが、この起債は来年度までの期限となっております。今後、本市としてどのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えいたします。

避難所となる体育館へのエアコン設置についてです。

指定避難所は、笛吹市地域防災計画により小中学校をはじめ、公共施設に設置することとしております。

今年度から地方交付税法の改正により、公立小中学校等の冷房設備に係る光熱水費が交付税措置されたこと、また、緊急防災・減災事業債の活用は、大きな支援であると考えています。

現在、市立小中学校の普通教室にはエアコンが完備されていますが、特別教室には設置が完了していません。

当面は、未設置の特別教室へのエアコン設置を優先的に進め、体育館につきましては、規模が大きく多大な改修費を要するため、大規模改修時に検討することとしております。

災害時において、指定避難所に冷暖房等が必要な場合には、災害時の機材緊急貸借に関する協定を締結しております事業者などから、必要な機材を調達することで対応したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。いつ災害がくるか分かりませんので、本当に体育館が避難所となりますので、おいおい、いろんな支援策がやってきたときにどういうものを設置するかということも少し考えていったほうがいいのではないかなと思います。

奈良県の葛城市なんかは、スポットクーラーという、こういうところに置く、床の上に置くクーラーじゃなくて、天井に吊るして、大きく、やることをいくつか設置しております。これは本当に体育館へのエアコン設置は、規模が大きいです。そういったものは1億ぐらいかかるような計算になりますけど、このスポットクーラーはその10分の1で事が済むということでもって、各自治体がいろいろ工夫しておりますので、笛吹市としてもそういった、こんなものがないとか、日頃考えておられるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

再質問にお答えいたします。

今、議員からご紹介のありました奈良県の葛城市の例なんかもありますように、全国の自治体ではいろんな工夫をして、そういった体育館等の環境整備を進めているという事例もございますので、そういった全国の先進事例を参考にしながら、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。学校のほうからとしては、いろんな、そういったエアコンなんかの問題につきましてもなかなか、どうも言いづらいのではないかなという感覚をいくつもちょっと自分自身で何年か前からも感じているところがあります。そういった教育関係のほうの学校からのこういった要望とか、そういうのは、いつの時期に定まっているのか、そのへんをお聞きしたいということと、今、特別教室ですけども、石和とか一宮とか設置されていますが、今後の計画はどのようになっているのか、教えてください。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

学校からの要望につきましては、各学校で検討していただきまして、教育委員会のほうに挙げていただいております。

また、エアコンの設置につきましては、先ほど答弁にありましており特別教室はまだ5割にならない設置状況でありますので、そちらのほうを重点的に進めるということで、今、計画をしているところです。よろしく申し上げます。

○議長（中村正彦君）

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございます。順次、ほかの学校もぜひよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で渡辺清美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○20番議員（中川秀哉君）

渡辺清美議員の質問のうち、2番目の避難所となる体育館のエアコン設置について伺います。

先ほど答弁の中で、各災害協定の中で企業との協定の中で対応していくというご答弁をいただいたと思います。現在に当たりまして、その災害協定を行っている企業、どのぐらいあるの

か、また地域的なものが分かればお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

中川議員の関連質問にお答えさせていただきます。

災害についての協定というのはいろんな形がございまして、全部だと80を超えるような協定があるんですけども、その中でそういった資機材の提供といった協定につきましては、具体的に考えられるのは、ああいった資材のリース会社とかそういった部分で、そういった会社は2社と協定を結んでおりますので、そういった資機材のリース会社なんかの提供をもとにそういった対応をしてきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

関連質疑および質問はありませんか。

（なし）

関連質疑および質問を終わります。

次に、川村恵子君の質疑および質問を許可いたします。

19番、川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

公明党の川村恵子です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

皆さんご承知のとおり、本日12月10日は世界人権デーでございます。すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等であると謳った世界人権宣言が国連で採択されたのは、1948年12月10日であります。人権を守るといっても決して難解なことではなく、自分自身を大切に、同じように目の前の一人も大切にすることと言われております。

笛吹市民の一人おひとりを大切に、心穏やかに日々の生活が送れることを望み、質問に入らせていただきます。

まずはじめに、SNSでの情報提供についてお伺いをいたします。

行政サービスの向上のためソーシャルメディア、SNSを利用した情報発信をしていくことが、今後のまちづくりにおいて重要だと考えます。

総務省の平成30年度調査結果によりますと、スマートフォンの利用率は87%、タブレットの利用率は37.1%、ソーシャルメディア、SNSへの利用率はラインで82.3%、ツイッターでは37.3%、インスタグラムでは35.5%、フェイスブックでは32.8%となっております。そこで最も利用率が高いラインアプリを利用することが望ましいと考えております。

先日、12月7日に行われました笛吹市の教育懇談会の基調報告の中でもスマートフォンを利用しているのが、年代別に見ますと小学校3年生で28.7%、小学校5年生で54.5%、中学2年で75.4%と全体の51.7%、半分の方の児童がスマホを使っているということが分かりました。全国的に見ますと10代から20代でも90%、40代から50代まで80%、

60代以上では70%の方がスマートフォンを利用していることが分かりました。

笛吹市では現在ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどのソーシャルメディア、SNSを活用して情報発信を行っておりますが、他市の状況を見ますと子育て支援、イベント情報の配信、災害時の情報配信、健康情報など住民が自分で必要な状況を選択して受け止ることができるサービスを行っています。また、道路等の公共交通の破損箇所連絡ツールなどを利用して、多様な行政サービスがライン公式アカウントで提供されていることも、調べましたら分かりました。中にはショートメッセージですか、SNSを利用して活用して納税勧奨を行っている自治体もありました。

そこで先日、小牧市へ視察に行ってきました。小牧市ではラインのトーク機能を利用し、「まちレポこまき」事業を展開しております。事業の内容はラインを利用して、24時間365日いつでも市民の皆さまから市の管理する道路の破損箇所、また破損個所の説明、位置情報、写真などをスマートフォンを使ってレポート、情報提供していただくことで市民と市役所がつながり、解決し、市民協働のまちづくりの取り組みをされておりました。これには地元の区長も大変助かるというお声も聞いております。

また、ライン株式会社は、ラインの公式アカウントを地方公共団体向けに無償化する地方公共団体プランの提供を今年の5月21日から開始しております。無償で利用が可能になると伺っております。市民サービスの向上、若者世代にも市政参画のきっかけとなり、そして行政側の効率化も図ることができると考えておりますが、以下の点について伺います。

1として、本市のSNSでの情報提供の活用状況と課題について伺います。

2として、ライン公式アカウントを利用して情報提供についての考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

川村恵子議員の一般質問にお答えします。

まず、本市のSNS活用状況と課題についてです。

本市ではツイッター、フェイスブック、インスタグラムを利用し、市ホームページに掲載した新着情報を発信するとともに、石和温泉花火大会などのイベントや新道峠などの景観についても情報発信をしています。

昨年度、ツイッターとフェイスブックでは479件、インスタグラムでは23件の情報を発信しました。各SNSのフォロワーも徐々に増え、11月末現在ではツイッターは2,690人、フェイスブックは1,374人、インスタグラムは178人となっています。

SNSは、スピーディーに情報発信ができる一方で、投稿の一部分が切り取られ、意図しない形で拡散する恐れがあり、地方自治体としての信頼を損なうようなリスクが存在します。

SNSを有効に活用するためには、この特性を十分に理解した上での情報発信やフォロワー数を増やす取り組みが課題であると考えています。

次に、ライン公式アカウントでの情報提供についてです。

ラインは、多くのユーザーが利用していることから情報発信に有効であるとともに、チャット機能を利用し、市民の皆さまからの情報を受けることもできます。

本市においても、ライン公式アカウントの取得に向けて検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

答弁ありがとうございました。

私もフェイスブックとインスタをやっておりますけれども、その中で笛吹市の情報が流れてくるときに「いいね」を押すんですけども、もうちょっと笛吹市のフェイスブックにも、インスタにも「いいね」と押す人が増えるといいななんていうふうに日頃感じております。

そういった中で、先ほども事例を紹介させていただきましたけれども、ラインは情報提供に留まらず、双方でツールをすることができます。より利便性を考えたときに、市民サービスの向上として、また行政側の効率化として、ぜひこのラインアカウントの情報提供に留まらず、無料にもあるんですけども、有償オプションも含めて、スピード感をもって推進していただきたいんですけども、その有料オプションについては、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

川村恵子議員の再質問にお答えします。

ラインにつきましては、近年で最近、無償でのアカウントの提供ということが始まります。それまではずいぶん高い金額での利用ということでしたので、利用を躊躇する場面もありましたけれども、無償化になったということで、まずはその範囲での導入を検討してまいりたいと思います。また有料のオプションにつきましても、そういう構成を十分に検証した上で、導入について検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（中村正彦君）

川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

ぜひよろしく願いいたします。

それからラインの最大の特徴は2つあると思います。1点目は、ほかのSNSのユーザーへの一方的なメッセージの配信ではなく、先ほども申し上げましたとおり、トークする利用も、利用した人の要求に応じて、相互に情報発信の可能である点があると思います。

2点目としては、アプリやページの利用者が開かなくても情報が適時に配信されるため、見落としが少なく、情報伝達事項が高いという点、2点あると思います。

今、先ほども申し上げましたけれども、ラインを使っているSNSへの利用率は最もやっぱり10代、20代の方が統計的に高いとありました。日頃から使い慣れていることと、どのツールがどのように運用されているのかよく熟知されていると思いますので、そこで担当課の枠を超えた若手職員を中心に調査・研究を行うことで、さまざまな行政サービスに対応できると思うんですけども、若手職員に調査・研修をして行うということはいかががでしょうか。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

川村恵子議員の再質問にお答えします。

若手職員からのさまざまご提案をいただいたらどうかということですが、今年度、策定を進めておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略、この策定の過程におきましても、若手の職員を抽出しまして、具体的に意見等を求めたというような取り組みもしておりますので、SNSによる情報発信につきましても、そういった形を取ってまいりましたら、またさまざまなご意見をいただけるかと思っておりますので、このような取り組みも考えてまいりたいと思います。

○議長（中村正彦君）

川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

よろしく願いいたします。ぜひまた、若い人の意見を聞きながら、よろしく願いしたいと思っております。

次に2点目でございますけれども、おくやみコーナーの設置について伺います。

昨年12月の定例会において、死亡に関する手続きを行う際の申請書の負担は大変で、どこに手続きに行けばいいのか分からないとか、時間がかかってしまう、家族を亡くしたあとの手続きが大変といった声を大きく伺いました。その中で、私どもの公明新聞におくやみコーナーの設置があるという記事を見まして、その中に大分県別府市のコーナーを検索したり、近くでしたので、神奈川県大和市のご遺族支援コーナーも視察に行ってみました。そのことを紹介しながら、ご遺族に寄り添ったおくやみコーナーの設置を提案し、1年が経過したわけでございます。そのときの答弁で、当局は別府市や大和市や実施している届出書類の作成補助や死亡後にすべきことの相談に幅広く応じるなど、ご遺族の不安解消に努めることはご遺族の負担軽減になるため必要という答弁でした。また、担当課、担当職員も含めてインターネットの検索等で他市の状況を調べて早いうちに担当課、担当職員と先進地のほうに出向き、さまざまな取り組みについて勉強・研究し、前向きに考えていくとの答弁でございました。1年経ったわけですが、その後の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

川村恵子議員の一般質問にお答えします。

昨年の12月定例議会でご質問をいただき、翌年1月には先進地である神奈川県大和市の視察を実施いたしました。

大和市のご遺族支援コーナーは、平成30年10月に開設され、年間死亡者数約2,500人に対して、月平均の利用件数は約50件で、年間死亡者数の約4分の1程度の利用となっております。

また、ご遺族支援コーナーの専用ブースには相談員であるコンシェルジュが配置され、予約票をもとに、所管課に事前連絡し、ご遺族が来庁した際は手続き内容を説明したあと、必要な

書類を渡し、各窓口までコンシェルジュが付き添う方法を取っています。

本市の状況ですが、平成30年度の年間死亡者数は約800人で、死亡に伴う手続きは健康保険、税金、年金など多岐にわたることから、必要な手続きの一覧をご遺族にお渡しするとともに各窓口をご案内しています。

大和市のようなご遺族支援コーナーは、届出書類の作成補助や死亡後に必要となる相談に幅広く応じるなど、ご遺族の不安解消や負担軽減に有効だと考えますので、本市に適した支援の実施に向けて、検討を行っているところです。

まずは、死亡に伴う手続きで来庁されるご遺族のため、必要な手続き一覧をより分かりやすい形に見直しを行ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

すごく前向きな答弁だったと受け止めました。本市に適した実施に向けて検討しているところということと、あと先ほども部長の答弁にありましたけども、死亡手続きの一覧表を見直すということですけども、私も笛吹市の死亡届のお知らせの一覧表をいただきましたけども、役所に行っているんな手続きをするのに、1カ所行くのにもやっぱり専門的なことなので、丁寧に説明していただかないと、なかなか分かりにくいというのが現状だと思います。その中で、これを見直していただけるということも、すごい前進的なことなんですけれども、その中で、私、三重県の松阪市のご遺族のためのおくやみハンドブックというのを見させてもらったときに、とても親切で分かりやすくなっておりました。

一部紹介しますと、まずは最初に市長からのご遺族に対するおくやみの言葉とあいさつから始まります。また、市役所で行う手続き、ありますよね、たくさん。その手続きの案内とか、また市役所以外で行う手続きもすべて分かりやすく書いておりますし、そのご家庭によっては違う、いろんな制度のご案内もありました。個別にまとめて大変分かりやすいパンフレットになっております。それぞれ他市のことを参考にさせていただいて、ご遺族のための分かりやすいパンフレットの作成をお願いしたいなというふうに思います。

それから今回、私、この質問を2回、二度目をさせていただくんですけども、議会だよりを見られた市民の方から本当にあれはいいねと。市役所のことはちょっと分からなくて、ぜひやってもらいたいって。それとか、また県外に住んでいる息子さんが手続きをしてくれたんだけど、必要以上に時間がやっぱりかかって大変だったという声を数多く伺いました。

そういった意味から今回また質問をしましたし、また私の知り合いで、1年も経たない短期間のうちに二度も葬儀を出されているご家庭もあったんですね。その手続きは本当に大変だったんだろうなというふうに思いました。ぜひともご遺族に寄り添った、笛吹市ならではのおくやみコーナーの設置を、私、実現できると確信しておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

再雇用の方もいらっしゃると思いますし、そんなに場所をとることもありませんので、ぜひとも設置をお願いして、時間、3分余りでしたが一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中村正彦君）

以上で、川村恵子君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

続いて、武川則幸君の質疑および質問を許可いたします。

○2番議員（武川則幸君）

笛新会の武川と申します。よろしくお願ひいたします。

議長の許可をいただきましたので、自然災害発生時の災害弱者の安全確保について質問いたします。

今年10月の台風19号や大雨での県内の被害は、河川の氾濫や土砂崩れなどによる死者は出なかったものの、JR中央本線や中央自動車道など陸上交通路は寸断され、陸の孤島となりました。

市内を流れる笛吹川の水位が上がり、11日18時から13日18時の雨量予想は400ミリから500ミリが見込まれ、笛吹市は避難所12カ所を開設し、市内の一部地域に避難勧告と避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

なお、国内では、台風19号の豪雨災害による死者や行方不明者が出た13都県38市町村で、福祉避難所を開設した16市町村のうち、約6割に当たる10の市と町が開設したことを公表していませんでした。開設したことを公表した場合や、非公表としたなど運営方法が多様でありました。

また、ほぼすべての市区町村が、災害対策基本法に基づき避難行動要支援者の名簿を備えているものの、昨年6月時点で全員の個別計画を作成していたのは、わずか14%でした。

避難所および福祉避難所を設置した場合の、公表・非公表を含む運営方法の整備を進めることが求められます。

笛吹市は今回の台風19号の際、障がい者に対する援護がまったくなかったとの市民の声もありますが、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者「要配慮者」のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者として避難行動要支援者名簿を整備し、福祉避難所運営マニュアルを策定していますが、今後、自然災害発生時に自力での避難が通常の者より難しく、避難行動に支援を要する人々を指す災害弱者をはじめ地域住民の安全を確保するため、次の点について質問いたします。

1つ目は、避難行動要支援者の個別避難計画を作成しているか伺います。

2つ目は、災害弱者を受け入れる福祉避難所運営マニュアルの概要について伺います。

なお、設置した場合の公表・非公表について見解を伺います。

3つ目は、台風19号接近時、福祉避難所を設置したのか伺います。また、設置しなかった場合はその理由を伺います。

最後に今回、指定避難所へ避難した1,050人の居住地を確認し、当該地域の要支援者名簿と突き合わせを実施し、行政区長・民生委員と連携したのかをお伺ひいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

武川則幸議員の一般質問にお答えいたします。

まず、避難行動要支援者の個別避難計画を策定しているかについてです。

本市では、災害対策基本法により義務付けられた避難行動要支援者名簿に記載されている市民のうち、本人から同意を得た方については、台帳を整備し、平時より地域の避難等への支援者と情報を共有しています。この内容は、個別避難計画に求められる内容に準じたものであり、さらに安全で迅速な避難支援につながるよう、引き続き行政区長、民生委員といった地域の避難等支援者と共同で取り組みを進めていきます。

次に、福祉避難所についての運営マニュアルの概要と開設時の公表についてです。

福祉避難所運営マニュアルは、内閣府で作成した福祉避難所の確保・運営ガイドラインをもとに策定しています。

このマニュアルの中では、福祉避難所の設置基準である災害時の要配慮者の円滑な利用の確保、支援体制の整備および滞在に必要な居室の確保などについて具体的に掲げております。

福祉避難所開設時の公表について、内閣府のガイドラインでは、災害時要配慮者およびその家族、ならびに自主防災組織、地域住民および支援団体等へ速やかに周知することとされております。

しかしながら、熊本地震においては、福祉避難所を利用することが可能な方は、災害時要配慮者等に限定されているという点の周知が行き届いていなかったために、福祉避難所に市民が殺到したという例もあり、全国の自治体で公表について消極的な状況もあります。

このことから、公表の在り方については慎重に検討する必要があると考えており、福祉避難所に係る市民への周知を図ることで理解を深めていただき、開設時に公表できるような環境整備を進めていきます。

次に、台風19号接近時における福祉避難所設置の有無および設置しなかった場合の理由についてです。

福祉避難所の設置に際しては、運営体制の確保とともに、指定避難所に避難した方の中に専門的な支援を必要とする要配慮者がいるかを見つけるためのスクリーニングをすることから始まります。

台風19号接近時においては、市の保健師による避難所巡回の中でこのスクリーニングを行いました。その中で、要配慮者がいましたが、今回は介護サービス施設へ誘導したことから福祉避難所は設置しませんでした。

今後も避難者、そのときの気象、福祉避難所の体制の確保等の状況を総合的に勘案し、配慮を必要とする方に、適切な対応が行えるよう努めます。

次に指定避難所へ避難した人の居住地の確認および要支援者名簿との突き合わせ、ならびに行政区長、民生委員との連携についてです。

指定避難所に避難した方には、氏名、住所、緊急連絡先などを避難者名簿に記載していただきますが、台風19号接近時においては、多くの方が避難所に集まる中の混乱で、氏名以外の記載がされていない避難者名簿が多数あったことから、指定避難所の全避難者を把握することができませんでした。

また、このことから避難行動要支援者名簿との突き合わせおよび行政区長や民生委員との連携についても、実施することができませんでした。

今後、指定避難所に避難した方の把握についても、台風19号の検証の中で、課題として研究、検討を行ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○2番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。災害が発生した場合、支援者はまず自分自身、そして家族など自らの範囲の方の安全確保をし、その上で要援護者の支援に向かいます。しかし、支援者が必ず来るとは限りません。発災時に支援者が近くにいなかったり、支援者自身が被害にあったりすることは十分に考えられます。

したがって、地域の方が要援護者の存在を把握し被害を未然に防ぐ、また被害をできる限り最小限に留めることが必要であると思います。

阪神大震災において救助された方は、大半は自助・共助であり、公助によるものは2%であったといわれています。被害を最小限に留め、要援護者を守るにはやはり近所の方の協力支援が不可欠です。

災害対策基本法第8条では、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要するもの、要配慮者に対する防災上、必要な措置に関する事項の実施に努めなければならないとあり、内閣府の災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書では、具体的な支援方法についての避難行動要支援者名簿掲載者との打ち合わせ、つまり個別計画の作成を規定しており、災害時の避難支援に実効性のあるものとするためには、平常時から避難行動要支援者名簿掲載者自身と避難支援の方法や避難経路等を入念に打ち合わせておくことが適切であり、そのため地域の実情を踏まえ、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、福祉事業者等がコーディネーターとなり、避難支援者や集団生活の可否、避難時の留意点、障がい特性などに対応した福祉避難所への避難等の具体的な支援内容や方法を話し合い、個別計画としていくことが適切とあります。

次に福祉避難所の運営について、笛吹市第3次地域福祉計画の防災・防犯のまちづくりの中で、災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先となる福祉避難所をいち早く設置するため、医療機関や福祉施設等の組織体制の整備を図りますとあります。さらに福祉避難所に備蓄する支援物資や機能を充実させるための備品の適切な確保に努めるとあります。

伺います。

先ほどの答弁では、個別避難計画の内容に準じた台帳があるとのことでしたが、集団生活の可否、障がい特性などに対応した福祉避難所への避難など、具体的な内容を記載した個別避難計画を平時において早期に作成すべきであると思いますが、改めて市の見解を伺います。また、受け入れ先となる医療機関や福祉施設等の状況を伺います。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

武川議員の再質問にお答えをいたします。

私のほうからは、個別避難計画についてお答えをさせていただきますけども、先ほども答弁の中で若干申し上げましたけども、本人の同意をいただいた方については、台帳を作成していると、こういうことで、その台帳がある程度、個別の避難計画に準じたような内容になっているというお話をさせていただきましたが、具体的には内容とすれば、その要支援者の身体的な特徴ですとか、避難時に配慮をしなければならない事項ですとか、かかりつけのお医者さんですとか、服薬している薬などといったような情報まで、その台帳には書かれております。

議員がおっしゃるように、これをさらに実効性のあるものにしていくためには、もっと詳細な内容を把握していく必要もあるのかなというふうにも考えますけども、いずれにしてもこれらの要支援者が安全で迅速に避難ができるよう、今後も行政区や自主防災組織、あるいは民生委員、福祉関係機関と連携をしながら、こういった方の支援について取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それからもう1つの医療機関や福祉施設等の連携と申しますか、組織体制といったような部分については、保健福祉部長のほうでお答えをさせていただきます。

○議長（中村正彦君）

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

武川議員の再質問にお答えさせていただきます。

医療機関や福祉施設等の組織体制についてですけども、まず医療機関につきましては、笛吹市の医師会、それから歯科医師会、また薬剤士会と災害協定を締結しておりまして、災害発生時にはこれらの団体とそれぞれ連携・協力をして、応急・医療活動を実施するような体制となっております。

また、重症患者の受け入れ態勢の確保策といたしまして、現在、笛吹中央病院が災害拠点病院ということで指定をされております。また、そのほかの市内の病院も災害支援病院、あるいは災害協力病院として指定をさせていただいてございます。

一方、福祉施設につきましては、現在、市内にあります介護施設、それから障害者施設を中心に約40ほどの事業所と災害時における要援護者の緊急受け入れに関しまして、協定を締結しているところでございます。

今回の台風19号の際にも病院やこういった福祉施設等に対しまして、受け入れの可否、または受け入れができるとしたらどのくらいの人数が受け入れができるかというふうなところを情報収集はさせていただいたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○2番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。公表、非公表につきましては、11月3日の山日新聞で2016年の熊本地震の際には一般市民が押し掛ける問題が起き、自治体側が周知の弊害を懸念している実態が浮き彫りになりました。非公表の立場で、仙台市は一般の避難所で生活が困難な人がい

た場合に職員が案内する二次的な位置づけなので公表していない。また、長野県東御市は要支援者に個別に連携を取ったためとしています。

一方、長野市は開設を公表しました。その後、問い合わせがあり、被災者を福祉避難所に案内したケースがあり、一般の避難所で把握できない被災者にもアプローチできたと公表の意義を語っています。また、宮城県丸森町は当初非公表でしたが、病院内に新たに設置する段階で公表に転じました。

先ほどの答弁では慎重に検討し、開設時に公表できるよう環境整備を整えていくとのことでしたが、台風19号のあと、福祉避難所について日本難病疾病団体協議会は開設しているか分からないと避難もしにくい、開設情報はきちんと周知してほしいと訴えています。

なお、台風19号接近時、福祉避難所を設置しなかったとのことですが、内閣府の検討会報告書の避難所における福祉サービスなどとの連携の中で、発災により居住環境が急激に変化することから必要に応じて福祉施設への緊急入所等の対応を早急にとるとともに、特に当該施設が定員を超過して要援護者を受け入れる必要が生じた場合などにおいては、市町村と福祉サービス等提供施設、福祉サービス等提供者などの間で緊密な連絡を取ることが望ましいとあります。

また、発災直後の安否確認の実施の項では発災直後に避難支援を行うことができなかった避難行動要支援者名簿掲載者の安否確認を行うことに名簿を有効に活用することが適切であり、自宅に被害はなく避難行動要支援者名簿掲載者が1人無事であっても、ライフラインの供給が止まるなど自力生存が困難なことから、せっかく助かった避難行動要支援者名簿掲載者の命までも失われかねません。未確認の避難行動要支援者名簿掲載者がいる場合には名簿を活用し、在宅避難者などの安否確認を適切に進めることが求められます。

伺います。

今回、堤防の決壊等が見込まれるため、避難準備、高齢者等避難開始を発令したのですから、次のステップとして、当該地域において要支援者の確認を行う必要があったと考えます。結果として今回は短期間の避難でしたが、在宅の災害弱者の方々の避難を促すなどの対応をすべきであったと思いますが、市としてはどのように考えているか、改めてお伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

再質問にお答えいたします。

避難情報等が発令された際の、そういった災害弱者の皆さんへの避難対応ということについては、実際の避難に際しては、やはり地域における共助力に頼らざるを得ないというのが実際のところだと感じております。ついては、まずはその隣近所で顔の見える関係を築いていただきたいということですが、それと、あとは行政区、あるいは自主防災組織、民生委員さん、それから社会福祉協議会ほか福祉関係事業者、具体的に申しますと例えば介護サービスを行っている事業者のケアマネージャーさんなんかは一番、災害弱者の様子も分かっている方ですので、そういったできる限り複数の支援者によって、相互に連携しながらそういった災害弱者に対応していくということが一番有効なのかなというふうに考えておりますので、そういった皆さんとの連携と言いますか、どういうふうに保管しあって、どういうふう

連携していくかという仕組みづくりが今後の課題かなというふうに感じております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

武川則幸君。

○2番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。今、総務部長から答弁もありましたが、近年の災害においては、ケアマネージャーなどの福祉サービス提携者が中心となって献身的に担当利用者の安否、居住確認等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど重要な役割を担っていると思います。

笛吹市としては、今回の台風19号での対応を顧みて、今回発令した避難勧告地域と石和町や春日居町、御坂町下成田区など洪水時の個別計画を優先して作成することや全避難者の把握方策など発災時の災害弱者の安全確保策にさらなる改善を期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、武川則幸君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

保坂利定君。

○4番議員（保坂利定君）

笛新会の保坂であります。関連質問を行います。

今、武川議員の自然災害発生時の災害弱者の安全確保についての質問の中で、今回、台風19号接近時における福祉避難所の設置をしなかった場合の理由についての総務部長答弁について伺います。

今回は、福祉避難所の設置に際しては、避難した方の中に専門的な支援を必要とする要配慮者がいるかを見つけるためのスクリーニングを保健師さんによる避難所巡回で行ったと。その中で要配慮者がいたので、今回は介護サービス施設へ誘導したと。そのために今回は福祉避難所は設置しなかったとの答弁がありましたけども、今回、この介護サービス施設へ誘導したことは緊急的なのか。あるいは何人なのか。今後もこのような医療機関、あるいは福祉関連施設、介護施設サービス等に対応は、どういう基準で行っていくのか。福祉避難所と医療福祉サービス関連との連携協定、これを市民に対して医療機関、あるいは介護施設、福祉施設との連携協定を公表するのかどうか。公表周知した場合には、福祉避難所を設置しなくて、直接、その福祉サービス医療機関へ申し込む恐れもあるかもしれませんので、この福祉避難所運営マニュアルの中で、どういう基準を今後、定めていくのか。このへんを少し具体的にお伺いしたい。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

保坂議員の関連質問にお答えさせていただきます。

まず今回の台風19号の際に、こういった協定を結んでおります施設へ誘導したケースがあったというふうなことですけども、先ほど総務部長のほうから答弁がありましたように、開設をされました避難所を市の保健師がチームを組みまして、全体の巡回をさせていただきました。

その中で、そこでの生活に支障のある方が何人かいらっしゃいましたけれども、中にはご家族がいらっしゃったり、介助があればなんとか一晩過ごせそうだというふうな方も何人かいらっしゃった中で、まず先ほどの答弁にありました介護保険の施設への誘導をさせていただいたケースにつきましては、ご夫婦で、ご主人のほうが介護度4ということで車いすをご利用なさっていたり、認知症もあるというふうなこと。それからご本人たちが、できればそういった専門の施設で受け入れがしてもらえないかというふうなご要望もあったということでしたので、保健師によるスクリーニングをさせていただいた中で、そういった福祉的な施設への生活のほうがいいだろうというふうな判断の中でさせていただきました。

それからもう1件、これは避難所に来ていた方ではないんですけども、先ほど来、話がありましたように、担当のケアマネージャーさんからの情報提供で、やはり一人暮らしの介護度3の方で、知的な障がいもあるというふうな方でしたので、この方につきましても大変、ケアマネのほうで在宅で1人で、石和の方でしたので、お水の心配もあるというふうなことの中で情報をいただきまして、この方につきましては、障がい者の施設のほうへやはり受け入れをお願いさせていただいて、一晩、受け入れをしていただいたというふうな経過でございます。

今、議員からお話がありましたように、方針としましては、やはりまずは指定の避難所に避難された方を中心にして、その担当の職員からの相談ですとか、それからまたはケアマネさん等、支援をしている方からの相談や情報、あとは保健師が巡回をしていた中でスクリーニング等によりまして、やはり避難所での生活が困難であろう、歩行の問題ですとか、トイレが使えるか、使えないか、または簡易ベッド等があれば、そこでの寝起きができるのかとか、そういったところの総合的な判断をさせていただいた中で、必要な方を受け入れをしていただくというふうなことで、今のところ明確な基準というふうなものは定めておりませんが、個々のケースによりまして受け入れをお願いしていくというふうな形になっております。

やはり本来ですと福祉避難所が開設できればいいかと思うんですけども、やはり福祉避難所を開設、運営と言いますと、また職員の手配の問題ですとか、やはり開設に若干の時間を有することも考えられますので、そういったところから緊急な受け入れの必要性のある方につきましては、協定を結んでいる施設へ受け入れをお願いしていくというふうな形になるかと思っております。

協定を結ぶ際にも各施設に現状でどのくらいの人数の方が、ほとんどが入所系の施設ですけども、通常何人くらい入所しているのかとか、ベッド数がどのくらいで、その施設にどのくらいの備蓄品が、食料やお水があるのかということも一応、確認は協定を結ぶときにさせていただいております。さらに緊急時に受け入れをしてもらうとなると、あと何人くらい余裕があるかとか、そのときに例えばベッドや毛布の必要性があるか、それから専門ではないですけども、介護のボランティア等の必要があるかどうかということも協定を結ぶ際に確認をさせていただいておりますので、そういった内容を加味した中で必要な方を、受け入れをお願いしていくというふうなことです。

それから協定を結んでいる40余りの施設につきましては、地域防災計画の資料編の中に受け入れの施設、一覧表が載っておりますので、実際の受け入れをするときに公表するかというふうなところは、今のところ協議はしておりませんが、受け入れの方法としまして、市のほうから必要な方を、受け入れ可能な施設へお願いしていくというふうなところで現在は考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中村正彦君）

保坂利定君。

○4番議員（保坂利定君）

大変、飯島部長、丁寧な説明でよく分かりました。ありがとうございました。特に災害弱者の安全確保については、台風19号の検証の中で、特に福祉避難所運営マニュアルにおいて、医療機関、特に福祉施設、介護施設等との連携を図りながら、また研究・検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

以上で関連質問を終わります。

○議長（中村正彦君）

関連質疑および質問を終わります。

続いて、神澤敏美君の質疑および質問を許可いたします。

5番、神澤敏美君。

○5番議員（神澤敏美君）

笛新会の神澤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、私は災害時の避難所箇所の見直しと避難所運営について、お伺いいたします。

今年の10月に関東、信越、東北地方に甚大な被害をもたらしました台風19号は、幸いにもこの山梨県笛吹市ではいくつかの被害はありましたが、大規模なものもなく通過していきました。この台風に対して市当局においては、接近前から防災無線により市民に再三に避難指示を呼び掛けて万全を期していました。

この避難体制の備えに対し、台風が接近し夜中に大雨、大風になると防災無線が風雨の音に消され、市民は戸惑ったのではないのでしょうか。

台風通過後に市民から届いた問題を整理し、これからの災害時に備えなければならない課題、防災の原点である自助、公助、共助のもとに各地域の方々の避難場所の見直しと避難所の運営について自主運営できる体制、さらなる推進について以下質問いたします。

イとして、台風19号による各地域の避難状況、また、開設した避難所への地域以外からの避難状況についてお伺いします。

気象庁では、防災による被害を軽減するために気象警報、注意報などの防災気象情報を発表しています。住民の避難行動の判断を支援するために、災害に結びつくような激しい現状が予想される場合は、その危険度に応じて注意報、警報、特別警報を発表しています。

笛吹市では災害が発生する恐れのある場合は避難情報を発令し、それぞれの内容を十分理解し、災害時には正しい避難所を推奨、すすめ励ましています。

台風19号においては、大水害になる恐れがあるため、気象庁の情報をもとに前日から避難情報防災無線により指定された避難所への避難を市民に呼びかけていました。各地域の避難状況と地域外からの避難状況をお伺いします。

ロとして、笛吹川右岸地域、平等川周辺地域である石和町、春日居町の避難状況とその課題について。

笛吹市のハザードマップでは、石和町富士見地区は蛍見橋を渡り八代小学校へ、石和町内は鵜飼橋を渡り石和東小学校へ、春日居町においては笛吹橋を渡り一宮西小学校へと避難の防災

無線も指示しておりました。

当日、午後10時を過ぎると風雨に消され放送が聞こえなくなり、各行政区の区長さまにおかれましては戸惑いが生じたと聞いております。

一宮西小学校では、地元の方たちが避難所を訪れると他の地区からの避難者が多く避難ができなかったものと聞いております。

大雨、風の夜中に子ども、高齢者を抱えた家庭ではとても避難は困難かと思えます。笛吹川右岸地域、平等川周辺地域である石和町、春日居町の避難状況とその課題点について伺います。

ハといたしまして、学校施設、大型店舗商業施設の活用について伺います。

台風19号はあと1時間、あの豪雨が続けば石和、春日居地区に大被害をもたらしたかと、今も背筋がぞっといたします。現在の笛吹市洪水土砂災害ハザードマップは、平等川は平成3年の台風18号を想定しているかと思えます。避難所においても、笛吹川を超えて一宮で間に合うと想定していると思えます。

夜中での避難はとても無理ではないでしょうか。石和町内、富士見地区においても春日居以上に課題があります。避難所にはどうしても3階建て以上の建物が不可欠ではないでしょうか。

地域住民の生命を守るとき、すぐ近くにある学校施設の活用、石和町内においては大型店商業施設との災害避難所の提携の推進、特に19号台風で平等川、近津川周辺の方は石和温泉駅前にある商業施設イオンに避難を求めて集まったと聞きます。イオンにおかれましては、山梨県とは避難所についての提携はしていないが、災害物資提供の契約提携をしているとのことでございます。このような災害に理解のある商業施設との避難所提携も考え、石和町、春日居町内の避難所の見直しをする必要があると思えますが、お伺いいたします。

ニといたしまして、各地域に応じた防災訓練と避難所運営方法についてお伺いします。

防災の原点は自助、公助、共助です。このたびの台風19号におき、笛吹総務部防災危機管理課の台風接近時からの市民に対しての防災避難命令は、的確に何度も防災無線で放送され、市民は生命の危機感を知ったのではないのでしょうか。

本市においては、毎年9月第1日曜日を防災の日と定め、各行政区において防災訓練を行っていますが、どうしても毎年同じような訓練となっている気がいたします。

今回の台風を教訓とし、その地域地域で抱えている災害を防災訓練に役立たせた防災訓練の推進をし、避難所は職員の指導だけではなく、安心した避難所の確立と地域の消防団を中心として自主防、行政区長、婦人部からなる避難所の運営づくりを推進し、職員の負担を軽減すべきと考えますが、以上4点お伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

神澤敏美議員の一般質問にお答えいたします。

まず台風19号による各地域の避難状況、開設した避難所の地域外からの避難状況についてです。

台風19号の災害対応においては、指定避難所を合計で12カ所開設し、最大で1,050の方が避難をいたしました。

主な指定避難所への避難状況は、若彦路ふれあいスポーツ館に241人、石和東小学校に

202人、みさかの湯、八代総合会館、一宮中学校および八代小学校にはそれぞれ100人前後の方が避難しました。

水害時には、指定避難所の中から浸水想定区域外の安全な避難所を選定し、開設することとしています。

浸水や土砂災害が想定される区域にお住いで、危険な状況と判断した方が広域的にこれらの指定避難所へ避難した事例は多かったと推測しております。

次に笛吹川右岸、平等川周辺地域の石和町、春日居町の避難状況とその課題についてです。

笛吹川の右岸側の地域の多くは浸水想定区域であるために、指定避難所は開設しませんでした。この地域の方が、地域外の指定避難所へどれだけ避難したか詳細な把握はできませんでしたが、危険と判断した方は、指定避難所だけでなく、各々安全な場所に避難したものと考えています。

しかしながら、避難情報が発令された地域にお住いの、すべての市民を収容できる指定避難所を確保することは現実的には難しく、今後の大きな課題であると考えています。

このことから、指定避難所に限らず、一方では市民の皆さまそれぞれが、例えば親戚や知人宅など有事の際に安全に身を寄せられる場所の確保について、平時のうちから考えていただくことも必要であり、また早めに避難行動を起こしていただくことも必要であると考えています。

今後は、夜間や危険な状況になる前の避難を促すとともに、できるだけ早い段階で指定避難所を開設するなどの対応を行います。

次に学校施設、大型商業施設の活用についてです。

市内の行政区の中には、近隣の民間施設と協定を結ぶ中で災害時の避難先としているという事例もあると聞いています。

生命に関わるような緊急時には、近隣の頑丈な建物の2階以上への垂直避難が有効であると考えられますが、避難が長期化した場合の補償問題など施設管理者との合意などの課題もありますので、このような取り組みが今後どのように拡大できるのか、市としても研究、検討していきたいと考えます。

また、体育館以外の学校施設についても、指定避難所としての活用を研究していきます。

次に各地域に応じた防災訓練と避難所運営方法についてです。

本市では、毎年6月に土砂災害警戒区域に指定されている行政区を対象に、土砂災害訓練を実施しています。

この土砂災害訓練および地震を想定した9月の総合防災訓練だけでなく、今後は水害を想定した訓練の実施や地域で行う訓練への支援も検討していきます。

また、今回の台風に伴う指定避難所の開設において、限られた人数の職員のみでの運営を行うことの難しさなどの課題が見えてきました。

これらの課題を十分に検証し、行政区と連携しながら、各地域の自主防災組織の育成を推進するとともに、指定避難所ごとに整備を進めている避難所運営マニュアルに反映させ、今後も想定される災害時の避難所運営に活かしていきたいと考えています。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

神澤敏美君。

○5番議員（神澤敏美君）

どうも前向きな答弁をありがとうございました。

初めての、出向からですね、職員はもう昔のことは忘れていて、大きな災害がありました。災害は忘れたころにやってくると言われてはいますが、今の教育関係でもって大きな災害、小中学校でこういう教育とか、そういうものは希薄な形になっているのではないかなと、つくづく思う次第でございます。

近年、日本に上陸になる台風は豪雨、それから暴風に伴い土砂崩れ、河川の決壊等、各地に大災害をもたらしております。笛吹市におかれましては、このたびの台風19号を一番の教訓として尊い生命は自分で守る自助を原点にし、身近にある安全な避難所の確立と公助、共助のしやすい避難所運営を強く推進をお願いし、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、神澤敏美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

海野利比古君。

○12番議員（海野利比古君）

関連質問いたします。

先ほどの総務部長の答弁の中で大型商業施設等の契約についての答弁がございましたが、検討しているのか、あるいは今、その問題についてはしていないのか、これからするのかという点がちょっと不明確でしたので改めて質問させていただくわけですが、現在、今、神澤議員の質問の中にもあった19号の台風の中で実際に起こった問題だったので、私も改めて質問するわけですが、実際には駅前の方からのお話だったんですが、イオンへ飛び込んだ人がいたと。行って、当然、そこへ避難する以外に、水が来るということであれば3階、2階以上の建物に行くという、住民の自然発生的な考え方で行ったところが、鎖があって入れもしなかったという話が、翌日、話が私のところへも入ってきましたので、それではということで、今回のこの質問の中でも、どういうふうに市が考えているのかなという、今、答弁をお聞きしたんですけれども、これからイオンとかアピタとか、そういう高い建物を所有している、しかも大型集合施設ですから立体駐車場がございます。ああいうところを活用させていただける、総務部長のお話の中では、営業に対する費用の問題とかとちらっと出ておりましたけれども、そういうことも含めてもっと具体的にこれから先、検討していくつもりがあるのか、それとも近隣の市町村で、そういう契約をしているところがあるのかという情報もたぶんお持ちでないような感じがしたので、もし、そういうデータをもしてお持ちでなかったから、早めにそういうものをお取りいただいて、特に石和周辺については、笛吹川右岸の石和については、避難所が1つも今回、開設されなかったというのは、われわれはハザードマップの説明を受けたときから、市部市内でも2メートル、河内に至っては5メートルということで、これでは2階の上まで来ちゃうねということで、われわれはある程度説明されて、無理もないなということを思っているんですが、一般市民の方たちは、なんで石和に避難がないんだと、なんであんなところへ避難へ行かなければならないんだという現実的なお問い合わせがありましたので、そのへん今、神澤議員の質問に関連ということで、大型商業施設の高い建物の避難場所としての対応をなるべく急いでやっていただきたいということでございますが、改めて質問いたしました。答

弁をお願いいたします。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

海野議員の関連質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中で、民間施設との協定ということで、若干お話をさせていただいたんですが、今、現状は一部の行政区で近隣の民間施設と、避難先として協定を結んでいるかどうかというところまでは把握しておりませんが、そういうお話をして、いざというときの避難先にしているという話を聞いております。これを行政として今後どうしていくかということなんですが、今は、まず第一は指定避難所というものが指定してございますので、それは水害の恐れのない場所に指定しておりますので、まずはそちらへ早い段階で避難していただく。あるいはそこは入りきれないのであれば、それぞれご自身が知人ですとか、友人ですとか、親族のところへ身を寄せていただくということで避難をしていただくのが、今のところ大前提というふうに考えております。

ただ、市民の方の説明に関わるような緊急、本当に避難が遅れてしまって高いところへ垂直避難をしないと命に危険が及ぶといった場合には当然、そういった大型商業施設とか、そういった3階以上のような建物に避難するということが有効であるし、命を守るためには必要なことだと思いますので、今後、まだ今、具体的に市としては検討をしておりますけれども、今後、検討していきたいというふうに考えます。

全国的な例を見ますと、津波が来るような地域は、市と地域とそういう事業者、三者でそういった協定を結んで、津波が来た際の避難場所というふうにしてしているという事例があるというふうには聞いておりますが、津波というのは本当に突発的にくるものですから、また台風と違いまして、台風の場合はある程度、予測ができるという部分がございますので、できれば早いうちに安全な指定避難所へ避難していただくのを最優先に、そういった緊急の場合の避難場所としてそういったことも検討していきたいというふうに考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

海野利比古君。

○12番議員（海野利比古君）

今の答弁は、理解はできます。しかし、笛吹市の歴史を眺めたときに、特に石和町は明治40年の大水害にもありますように、予想のつかない状態の、堤が切れたという状況の中で、今のハザードマップが作ってあるということを想定した場合に、やはり災害は忘れたころにと先ほど神澤議員も申しましたけれども、来てからでは遅いし、そういう備えを常にということでございますので、ぜひ急いで、そういう施設との契約、早めの避難は十分承知しておりますが、やはり間に合わない状況が多々出てきます。今回もあと少しでというような状況が中小河川ではあったわけですから、そのへんのことを踏まえながら、なるべく後手にまわらないように、早め早めの対策として大型施設の使用協定というふうなものを結んでいただいて、内容につきましては一切お任せいたしたいと思っておりますけれども、市民の生命を守るという、財産はとにかく水没しますが、命は守れますので、ぜひその点につきまして、生命を守るという一点に集中していた

だいて、今後の検討をしていただきたいと思います。

以上で関連を終わります。

○議長（中村正彦君）

関連質疑および質問を終わります。

続いて、神宮司正人君の質疑および質問を許可いたします。

7番、神宮司正人君。

○7番議員（神宮司正人君）

笛新会の神宮司正人です。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

笛新会の前の2人が、災害における生命を守るというふうなことでお願いをして、質問させていただきました。私も実は、やはり命を守るというふうなことの中で質問させていただきたいと思います。

今年の第1回定例会の折に、競泳女子の池江璃花子選手が白血病を患い、ツイッターで公表いたしました。全国に注目を集め、骨髄ドナー登録に向けた啓蒙・啓発活動に取り組んでいただきたい旨の要請とともに、骨髄提供ドナーとなった方への経済的なサポート、助成制度を本市でも取り入れて、ドナー登録のしやすい環境整備を考えてほしい、その旨の一般質問をさせていただきました。

その折の部長の答弁では、県内市町村においては甲府市だけが昨年度から最大14万円、これを上限として助成をしている。今のところ、県としては助成していないようであるが、全国においては16の都府県が実施をしていて、同じく取り入れている市区町村に対して都府県が半額ほどの助成をしているとお答えになりました。

全国では437市区町村で助成をしている。また今後は身近な甲府市でも助成制度を行っているので、本来の趣旨を検討しながら実施をしている全国の市区町村の情報を得ながら、また山梨県とも相談をしながら前向きに研究・検討をしてみたい、このような趣旨でご答弁をいただきました。

計らずも今年4月、山梨県では今年度より骨髄提供者の経済負担軽減に向け、市町村への助成制度を新設していただきました。

改めておさらいをしておきますが、白血病再生不良性貧血は数十年前までは医薬品、治療の方法が確立されていなくて、不治の病とまでいわれていたのですが、近年では多くの方が近代医療技術の進歩と新薬の開発により、かなりの確率で完治されてきております。白血病治療の専門用語で寛解状態にまで一時治療で、血液中のがん細胞をなくすことができれば、次には骨髄移植が受けられ、成功すると大切な人命が救われます。

骨髄は身内でも親と子どもは、ごくごく稀にしか合いません。兄弟でも4人に1人ほどの確率しか合わないとされておりまして。しかし、血縁者以外でも稀に数万人に1人とかの確率で合うことがあります。そこで骨髄バンク制度が近年確立してまいりました。

そこで改めて、お伺いをいたします。

本年の第1回定例会で質問した、その後の各都道府県と全国の市区町村でのこの制度の導入状況について、どういうふうになってきたのかお伺いをいたします。

また2点目、池江璃花子選手のツイッターでの病名公表の報道により、その後の本県および本市のドナー登録者の状況はどのようになってまいったのか。

3点目、本市では、ドナー登録者の増加に向けて啓蒙・啓発活動はどのようにされてきたの

かお伺いいたします。

4点目、一時的にドナー登録者は増加傾向のようではありますが、今後の見通しとしてはどのような状況が予測されるか、お伺いをいたします。

5点目、本年度から県で導入した骨髄提供ドナー者への補助制度とはどのようなものか、お伺いをいたします。

最後に6点目ですが、昨年度から始めた甲府市のように骨髄提供ドナー者への補助制度を本市でも導入する考えはおありになるのか、お伺いをいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

神宮司正人議員の一般質問にお答えいたします。

まず、都道府県と全国の市町村における制度の導入状況についてです。

骨髄提供者の経済的負担を軽減するための助成制度の導入状況は、本年11月現在、41都府県605市区町村で導入していて、2月時点より3都府県168市区町村、増加しています。

次に本県および本市のドナー登録者の状況についてです。

山梨県内のドナー登録者数は、平成30年3月末が2,270人、本年3月末が2,312人で42人増加しています。本年2月の池江さんの報道以降、4月にかけて新規登録者数が一時的に増加しましたが、5月から10月までの新規登録者数は43人で、報道後の3カ月における新規登録者数120人に比べ伸び悩んでいます。

また、本市における登録者数は平成30年3月末が192人、本年3月末が194人となっています。

次に、本市におけるドナー登録者増加に向けての啓発活動についてです。

市および事業所等で行う献血の際に、骨髄バンクの内容や登録方法の分かるパンフレットを配布して周知に取り組んでいます。

本年6月には、市役所前で実施した献血の際に、骨髄バンク相談コーナーを設置し、献血に来た方に骨髄バンクの登録をお願いしました。また、市のホームページから日本骨髄バンクのホームページが閲覧できるようにしています。

次に、ドナー登録者の今後の見通しについてです。

ドナー登録には年齢制限があり、55歳で登録が取り消されることから、既存の登録者数は毎年減少していくこととなります。一方、新規の登録者数についても、5月以降、低迷を続けていることから、既存と新規を合わせたドナー登録者数の大幅な増加は見込めず、横ばいで推移することが予測されます。

次に、今年から県が導入した補助制度についてです。

この制度は、骨髄等の提供に要した通院、入院および面談の日数に応じ、7日を上限として1日2万円を市町村がドナーに対して補助するものです。この制度を実施した市町村には、県がその経費の2分の1を補助することとされています。

次に骨髄移植ドナー助成制度の導入については、県の補助制度を活用し、導入を検討します。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○7番議員（神宮司正人君）

部長、いつも丁寧なご答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず1点目の答弁では、全都道府県と全国の市区町村で、この制度の導入状況についてのお答えがありました。本年11月時点、41都道府県605の市区町村で導入していると。また今年の2月時点より3都府県が増加、168市区町村が増加していると。そのような状況のようで、やはり池江璃花子さんのツイッターでの反響、これに全国の自治体、理解を示し反応された、その状況がうかがえるんじゃないかというふうに思っています。

また2点目では、本県および本市のドナー登録者の状況についてのお答えがありました。本県では、今年3月末時点、2,312人で昨年度末より42人の増加と。池江さんの報道以降、4月にかけて新規の登録者数は一時的に増加したとのことですが、5月から10月までの新規登録者数は43人で、報道後3カ月における新規登録者数120人に比べ、非常に伸び悩んでいると。また、本市の状況は横ばいであるというふうに答弁もいただきました。

3点目の答弁、本市でのドナー登録者の増加に向けて啓蒙・啓発活動はどのようにされてきたのかについて、お答えがありました。本年6月、市役所前で実施した献血の際に骨髓バンク相談コーナーを設置し、献血者にアピール等の活動をしていただいたと報告いただきました。このご努力に対しては心から感謝をいたしますし、また引き続き、来年からもぜひ継続してご努力いただくようお願いをしておきます。

また4点目の答弁、これはドナー登録者の今後の見通しに対するお答えでありましたが、既存と新規を合わせたドナー登録者数の大幅な増加はあまり見込めず、横ばいで推移することが予測されるとの回答でありました。たしかにドナーになり得る18歳から54歳までの国全体の年齢別人口グラフでも、今後対象人口は減ってまいると予測されます。また、54歳を過ぎると、先ほども答弁にありましたが、ドナー登録から自動的に55歳になると削除されていくということも原因の一因かと思えます。

5点目では、今年度から県で導入した骨髓提供ドナー者への補助制度とはどのようなものかお答えがありました。本年度より県では骨髓バンクドナー支援推進事業費補助金制度を導入し、提供者の休業等による経済的負担を軽減する事業に対し助成するものとして、提供者に対し2万円掛ける7日間、その半分7万円を上限として補助する制度であります。県では年間約5人ほどの見込みをしておるようです。

同じく昨年度からすでに補助制度を導入済みの甲府市に対して、令和元年度は山梨県では1件、執行見込みとしております。県のこの制度によりまして、甲府市単独でやっていた負担金が14万円から半額の7万円になります。

6点目では、昨年度から始めた甲府市のように、骨髓提供ドナー者への補助制度を本市でも導入する考えについて答弁をいただきました。少し声が小さかったんですが、県の補助制度を活用し、導入を検討しているというふうにお答えをいただきました。そこでドナー登録者は、これから横ばい、あるいは減少されていく状況が予測される中にありますけども、一方では医学の進歩とともに血液の病気から骨髓移植さえできたなら助かる命が増加してまいります。そこに救える命があるとしたなら、そしてその命を助けたいがドナーであってもそのときの都合、

健康上の問題は致し方ないとしても提供に伴う通院、入院のための休業による経済的な負担などの理由で提供を断念せざるを得ないようなケースになってしまうことがあるとしたなら、ドナーとなった方も大変切なく残念であると思います。少しでもそのようなことがなくなってほしいと考えております。

埼玉県では63の地方自治体すべてで骨髄提供者、ドナーへの助成制度が今から5年ほど前の2015年の1月、整備されました。現在、ドナーの登録者数は全国で約45万人ほど、埼玉県内では約2万6千人が登録されております。本市でもドナー者が提供に立ち上がった際に備え、ぜひとも至急に県内でも2番目の導入自治体として条例整備をするべきであると考えますが、市長の考えを伺いたしたいと思います。

市の財政に決して悪影響を及ぼすほどの金額でもなければ、この制度を導入することによって、かえって本市のイメージアップ、あるいはアピールにつながると思います。いかがでしょうか。よろしく願いいたします。伺います。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

突然のご指名で、ありがとうございます。

今、福祉保健部長からも話がありましたように、県の補助制度を活用して導入していこうということを、これからしっかり検討していきたいというふうには考えております。

全国でだいぶ、この取り組みが進んでいるという話は、前から議員のご質問から伺っておりますし、担当部のほうでもしっかりそのあたりの傾向、また動向を今、調査しておりますので、甲府市さんがもうすでにやっているようでございますから、そのへんわれわれとしても、追いかけてというわけではございませんけれど、よく現状、そしてまたこれからのことを検討しながら進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、積極的に進めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（中村正彦君）

神宮司正人君。

○7番議員（神宮司正人君）

思いもかけず市長のほうから直々にお答えをいただきまして、誠にありがとうございます。

ぜひ命を救うシステムを県のほうでもしていただきましたので、市のほうもぜひですね、よろしくできるように、できるだけ早い時期に検討をお願いしたいと思います。

部長もまた、ぜひ市長のほうによく説明して、よろしく願いしたいと思います。

それでは最後に2018年度のデータによりますと、ドナーに適合しながら事情によりまして提供に至らなかったケースの35%、これは健康上の理由であったというふうに伺っております。あと65歳はそれ以外で、そのうちの45%、これは仕事が休めないというふうなことだったようです。その打開策がドナー休暇制度でございます。骨髄バンクの集計によりますと、12月5日現在で全国484の企業団体が導入しております。日本の政府も企業に導入を働き掛ける考えであると聞き及んでおります。

ちなみに国家公務員、この方たちは人事院規則で規定済みのようでございます。企業はもとより地方自治体として本市もこの制度をいち早く取り入れ導入して、他市に範を示すべきであ

ると考えますが、この点についてはいかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（中村正彦君）

答弁を、飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

神宮司議員の再質問にお答えいたします。

笛吹市ではすでに笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定によりまして、特別休暇としまして骨髄提供休暇が設けられておりまして、その都度、必要と認める期間、休暇が取れるような形になっております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

神宮司正人君。

○7番議員（神宮司正人君）

ありがとうございます。なかなかそういう、こういう団体と言いますか、自治体のほうでそういうことをやっているところもあんまり多くはないような感じがしますけども、笛吹市は導入していただいているというふうな形の中で、ぜひ大勢、若い職員さんいらっしゃいますからよろしくお願いいたしますと思います。

今、残念ながらこの議場の中で私たちがドナー登録をしたいとなっても、山下市長だけしか、あと事務局の若い方しかいらっしゃらないような感じでございますので、ぜひ市を挙げて若い方たちにぜひ協力をいただけるような形、お願いをしたいと思います。

人はいつ何時誰でも病になり得ます。それを克服して健康を取り戻して頑張りたいとする人と、その患者をなんとか助けようとする、そういう方たちがいらっしゃいます。そしてそれを経済的にサポートするシステムがあるとするなら、なんとか本市でも至急に対応していただきたい。心から切に要望をいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中村正彦君）

以上で、神宮司正人君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

暫時休憩といたします。

再開は午後1時半といたします。

休憩 午後12時04分

再開 午後 1時30分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

次に、渡辺正秀君の質疑および質問を許可いたします。

なお、渡辺正秀議員から一般質問に伴い資料の配布の申し出があり許可しましたので、ただいま資料を配布させていただきました。

また、渡辺正秀議員からパネルの使用についても申し出があり、許可しましたので報告いた

します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。日本共産党、渡辺正秀でございます。

2問、用意いたしましたが、第1問目が笛吹市財政についての認識と財政運営の考えを問うというものでございます。

かつての長期財政推計（平成26年度版まで）と令和元年度版長期財政推計は著しく異なり、将来見込みが明るくなってきております。平成30年度決算も「厳しい財政」と叫ばれてきましたが、大変良好な結果となりました。笛吹市の財政についての認識と今後の財政運営について問うものでございます。

まず、長期財政推計についてでございますが、パネルを用意させていただきました。長期財政推計平成26年度版と令和元年度版基金残高見込み額の比較というものでございます。いろいろ指標がございますが、分かりやすく基金について示しました。グラフの、この青いものが、これが平成26年度版長期財政推計でございます。それからこのオレンジが令和元年度版長期財政推計、黒で実績が載せてあります。これを見れば、まったくこの26年度版と令和元年度版、将来の見込みはまったく違ってきている。これは一目瞭然ではないでしょうか。

平成26年度版の見込みでは、平成30年度末の基金残高は115億円に減ってしまうとされておりましたが、実際には58億円多い172億7,200万円ということでございました。そして、さらにそれから平成26年度版は交付税が一本算定になると基金は年平均23億円減少し、令和5年には基金残高は4.5億円になって、そしてその翌年にはマイナスになってしまう。要するに財政破綻をきたす、赤字団体に転落するというものでございました。しかし、令和元年度版長期財政推計で、令和5年に基金は174億円に増え、さらに10年後には175億円を超えるというふうにしております。

そこでお伺いしますが、長期財政推計の好転、なぜこうなったか、その原因について、どのような認識をしているか伺います。

私は第1に平成26年の合併自治体に有利な交付税制度改正、第2に予算ベースの推計から決算見込み値による推計への変更、この2点が主な原因だと思うがどうか伺います。

イとして、次に基金規模について伺います。

今年度版の長期財政推計で基金残高は今年度末で173億円、10年後には175億円としておりますが、大変大きな貯めこみです。公表されている最新のデータ、平成29年度のデータによりますと、笛吹市の1人当たりの基金残高は23万5,265円で類似団体の18万1,325円の1.3倍に当たります。市は基金の拡大について、交付税の一本算定の移行による財政の逼迫に対する備えを、これを最大の理由としてきましたが状況は変わりました。市民の暮らしが厳しく、また、さまざまな施策が求められている中で貯めこめばいいというものではありません。基金はあまりにも多過ぎはしないか。どの程度必要と考えているのか伺います。

(2)として、平成30年度決算について伺います。

平成30年度決算の基金7億8,700万円増加の要因について所見を伺いたいと思います。

私は、基本的には平成26年度からの交付税制度の改正があり、2つ目に厳しい財政見通しに基づく行財政改革があった。そして3つ目、より直接的には上下水道料金値上げによる上下

水道会計の収入増約3億円および下水道資本費平準化債の借入3億9千万円による一般会計からの繰入額の縮小。これが余剰金の拡大、基金積み立て増加の主要因と思うがどうか伺います。

次に笛吹市の財政について、その認識を聞きたいと思います。

私は当初の合併財政スキームでは、合併優遇措置終了後、手の打ちようのない厳しい状況となると指摘し、一方、平成26年度の交付税制度改正に当たって、これで笛吹市財政なんとかなる、軟着陸できるといつてきたわけでございます。

笛吹市の基金は毎年5億円取り崩しても、10年後にも120億円も残ります。私は長期財政推計および30年度決算から財政は極めて堅調で「余裕の財政」と言っても良いと思っております。市は、笛吹市の財政状況をどのように認識しているか伺いたいと思います。

そして次に、今日の財政状況の下での財政運営の考えを伺いたいと思います。

優遇措置終了後の財政破綻の危機が叫ばれていたときの財政運営と、10年後も175億円も基金が残ると見込まれるときの財政運営の考えは変わって然るべきだと考えます。これまで笛吹市は交付税一本算定の移行に伴い、財政が厳しくなるとの認識の下、いわゆる行財政改革や公共料金、国保税の値上げを行ってきました。その一方で下水道事業や水道事業、リニアの見える丘事業、その他の事業について検証抜きで事業が行われ、継続されてきたと私は認識しております。今、本当に厳しいのは市の財政ではなくて市民の暮らしであります。そして地域支援や市民との接点の活動の後退であります。無駄のない堅実な財政運営を行うとともに、市民本位の積極的な財政運営を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、以下の提案を行います。これについても市の考えを伺いたいと思います。

ア. 総括原価方式に基づく上下水道料設定をやめて、特に令和4年に予定されている20%の再値上げは中止すべきだと思うがどうか。

イとして、国保税引き上げは不要でありました。国保税均等割、平等割を元に戻し、子どもの均等割免除制度をつくり、総額2億円、1世帯平均2万円の減税を求めるがどうか。

ウとして、交付税一本算定に備えた基金の貯めこみは不要となっている。貯めこみの中止、長期（10年後）の基金残高の目標を適切に定め、基金を活用する考えに転換すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そして使い道としては福祉、教育、防災、地域振興優先で健全かつ積極的な財政運営を進めるべきだと思うがどうか伺いたいと思います。

以上、1問目でございます。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

深澤総合政策部長。

○総合政策部長（深澤和仁君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、長期財政推計についてです。

長期財政推計の好転の原因についてですが、交付税制度の改正や推計の考え方の変更も大きく影響していると思いますが、今年度作成した長期財政推計については、基金繰入金に依存することなく、当該年度に見込める歳入の範囲内で財政運営を行うこととしたことも影響していると考えます。

基金の規模についてですが、今後、施設の大規模な改修や災害対応等も見込まれますので、

一定規模の基金残高は必要であると考えます。

次に、平成30年度決算における基金増加の要因についてです。

上下水道事業への補助金の減少などは、基金増加の要因の1つではありますが、第3回定例会でも答弁したとおり、主な要因としましては、合併特例債等の有利な特定財源を効果的に活用したこと。また、当初予算編成時において厳格な予算査定を行ったこと。さらに、適正な予算執行に努めたことであると考えています。

次に笛吹市の財政の認識についてです。

平成30年度決算において、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は89.3%と平成29年度より0.4ポイント増加しており、今後さらに普通交付税の減少が予測されるため、財政の硬直化が懸念される場所です。

本市の身の丈に合った財政運営を維持していくには、さらなる行財政改革が必要だと考えています。

次に財政運営の考えについてです。

令和4年に予定されている上下水道料の値上げについてですが、日本水道協会の定める総括原価方式は、資産価格の減少や工事の施工環境悪化による費用の増大への対応に配慮したものであり、事業の健全な運営に最も適した算定方法であると考えています。

上下水道料金の設定に当たっては、事業運営に要する経費に対して、適切な料金を設定しなければならないため、改定が必要だと考えています。

国保税の減税についてですが、国保税率の改定に当たっては、県内における保険料水準の統一化も見据え、これまで同様、国保財政の責任主体である県から示される標準税率に即して適正な税率を検討していきます。

均等割の軽減については、引き続き制度の創設について、国、県に要望を行っていきます。

基金の活用についてですが、財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、公共施設整備等基金や減債基金などは、特定の目的のために設置された基金ですので、各基金の目的に沿って活用していきます。

優先分野を定めた上での財政運営についてですが、福祉、教育、防災、地域振興の分野は総合計画の基本目標に掲げていますので、今後とも総合計画を着実に推進していきます。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

今の答弁でさまざまな、再度聞き直さなければならないという課題が出てきたわけですが、質問数に限りがございます。そうした中で、まず基金は使わないつもりでということを行いましたけども、基金を、多すぎる基金は当然、市民の暮らしも大変、さまざまな政策課題もあるという中で、当然、適切に取り崩す必要があると思います。私も先ほど申しましたように、今後防災等についてもお金がかかるし、そういうところにもしっかりと基金を取り崩していくように言ったわけがございます。さらに笛吹市の今の財政の状況の中で、これだけ当初の話と違ってきているわけですから、当然、今までと同じことを繰り返すのではなくてですね、新たな財政運営に関する方針というものが必要ではないかと指摘しておきます。

そして、さらに厳格に予算執行を行ってきた、予算も立ててきた、30年度決算についてですね、これは当たり前のことなんです。いい加減でやっているはずはないというふうに確信しております。厳格にやるのはこれは当たり前のことで、それが何もプラスに働いているとか、マイナスに働いたとか、そういう話ではないと思います。もし緩みに緩んで、いい加減な使い方をしていたならば、それが原因でマイナスになったという言い方はできるかもしれませんが、厳格だからよくなったという言い方は、ちょっとできないのではないかと。

そして、では質問に入りますが、水道に関して総括原価方式で、これが適切だという話でございしますが、この総括原価方式では補助金等で得られたお金も結局、市が回収する。国が補助金として当然、国の責任として地域の水道の状況、国民のニーズを満たすために国が行ったもの、それについても、その減価償却分ですね、これを全部、市の水道が回収すると。こういう矛盾を持っているわけでございます。ですから、この点について、払いもしなかったものを結局また市が受け取るということは、あえてやる必要はないと思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

須田公営企業部長。

○公営企業部長（須田富士男君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

市の総括原価方式の採用につきましては、当然ながら企業会計を行っておりますので、赤字経営というわけにはいきません。そして実際のところ、30年度決算につきましても、料金値上げしましたけども、赤字という結果が出ております。ですので、この総括原価方式につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおりに、いくつか問題点はあるんですけども、正しい企業会計を行っていく上では、必要な方式だというふうに考えていますので、よろしくお願いたします。

○議長（中村正彦君）

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

今の総括原価方式ですけども、先ほど日本水道協会が定めたと言っているんですけど、これは厚労省も言っているとおり、これをやらなくちゃならないということではない。ただ、こういう方式が水道協会で作られて推奨されているということに過ぎないわけですね。この矛盾もあるわけでございますから、しっかりそのへんも見ていただきたいと思います。

それでは2問目に入りたいと思います。市単農業後継者支援制度の充実を求めるというものでございます。

農業担い手支援制度は、国の補助制度に基づくものと市単独のものがありますが、いずれも笛吹市の農業を維持発展する上で大きな役割を果たしてきました。

市単制度は国補事業に比べ受けやすく、受給者も多く、また、しっかり就農に結びついております。その一方、対象が30歳未満と狭く、補助額も月3万円と低いわけでございます。また、受給者に対する継続的フォローと支援の一層の強化も必要であります。この市単制度も今年度が最終年度となり、検証と新たな制度設計が求められております。以下、伺います。

まず（1）として市単制度の検証について。

受給者数と就農者数はどうだったか。

イとして、継続的フォローと支援はどうだったか。

ウとして、担い手としての成長をどのように把握しているか。

その上で、総合的に成果をどのように評価しているか伺います。

次に新制度設計について。

他の職業に就いていた方々が経験も生かしながら農業にチャレンジするということを支援するためには対象年齢拡大が必要であると思います。何歳までを対象にする考えか。

そしてイとして、補助額の拡大が必要である。いくらにするのか。

ウとして、継続的フォローと支援をどのようにするのか伺いたいと思います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山和人君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに市単制度の検証のうち、受給者数と就農者数についてです。

平成22年度に創設した新規就農農業後継者支援金交付制度のこれまでの交付実績は58人、そのうち就農者数は55人です。

継続的フォローと支援および担い手としての成長をどのように把握しているかについてですが、市は後継者である受給者から交付期間終了後3年間において毎年1回、就農状況にかかる報告書の提出を受けています。

その中で、就農に関する悩みや不足している農業経営のノウハウを求められた場合には、必要に応じて、農業経営の改善に関する指導やスキルアップのための研修受講を案内するなどの支援を行っています。

また、担い手の成長状況は、前年度の報告書と比較し、従事日数や経営面積、または確定申告内容等で把握しております。

総合的な成果をどのように判断しているかについては、最終的に市が求める効果は、後継者が農家の継承を行うことであり、受給終了者全員に聞き取り調査をした結果、4割が経営者となり、継承をしております。

残りの6割は、経営移譲を受けていない状況ですが、将来の経営者として準備をしていることから、本事業の効果は十分にあるものと評価しています。

次に新制度設計についてのうち対象年齢拡大および補助額の拡大についてですが、現行制度の検証結果を踏まえ、対象年齢の拡大および支援金額の引き上げについては、現在検討を進めております。

継続的フォローと支援についてですが、今回の制度見直しでは、継続的フォローを後継者に対して行い、しっかりと農家の継承ができるための仕組みを充実させていきたいと考えております。

具体的には、担い手の確保、育成を最大の使命としている農業塾から、直接的なフォローができるよう定期的な声掛けなどが行える後継者育成支援のメニューを新設し、担い手の候補者である農家子弟育成のための支援を強化していきます。

以上、答弁いたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

ぜひ積極的な方向で、来年度からの制度、新設していただきたいと思っております。

ところで市の総括、去年ですね、事業成果に関しての記述ですけども、その中で金額については少ないが成果は大いにあったという書き方をしていますね。それからあと年齢制限について、これは文書にはなかなか載っていないわけですが、再三お話の中で、たしかにこの30歳未満というのは非常に少ないということを出されて、この間きたわけですけども、そして見直しが必要だということも言われてきたわけですけども、その点についてどのようにお考えか、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（中村正彦君）

答弁を、産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山和人君）

お答えいたします。

この支援金については、あくまでも就農に対する意欲を後押しをするということが狙いでございます。そういった中で、現在、10年間の検証を今しているところでございまして、予算的な部分もございまして、それも含めて、それから受給者対象額も含めて、ちょっと国の制度もございまして、そういったことも加味しながら今、検討しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

どうもありがとうございました。先ほど財政の話もしましたけども、こういう新しい財政の状況の下で積極的な推進をお願いしたいと、このことをお願いして私の質問を終わります。

○議長（中村正彦君）

以上で、渡辺正秀君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

次に、河野智子君の質疑および質問を許可いたします。

3番、河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い質問いたします。

まず1問目の、国民健康保険税の均等割額引き下げを求めるについて質問いたします。

笛吹市は今年度、国民健康保険税を4方式から3方式に変更し、資産割をなくし、所得割0.62%、均等割1万2,600円、平等割600円引き上げ、中でも均等割額を大幅に引き上げました。国保運営協議会や議会への説明では、国保税を引き上げなければ国保特別会計は赤字となると言われ、値上げは止むを得ないとされました。

しかし、9月議会に提出された令和元年度国民健康保険特別会計補正予算において、財政調整基金に5億円が積み立てられ、予備費を2億5,149万円増やしており、税率を上げなくても国保税は赤字になることはなかったことが判明しました。

前回の9月議会において、今回の税率改定を国保の健全運営を持続的に進めていくためには避けられないものであったとの回答がありましたが、果たしてそうだったのでしょうか。山下手長は「ハートフルタウン笛吹 優しさあふれるまち」のスローガンの下、市政を行ってききましたが、現実には市民にとって厳しい状況が続いています。介護保険料は3年ごとの見直しのたびに引き上げられ、生活に欠かすことができない上下水道料も値上げしました。それに続く国保税の引き上げであり、10月からは消費税も10%に引き上げられました。今年は雹害やせん孔細菌病の影響により農家の収入が減り、観光業においては、台風19号によるJR中央本線や中央自動車道の不通により観光客が減少しました。消費税増税は消費を冷え込ませ、小売店への影響は大きく、市民の家計は疲弊しています。

多くの国保加入者が国保税が払いきれず、正規の保険証が取り上げられています。8月末現在の滞納世帯は1,441世帯で昨年より45世帯減少しているということでしたが、毎年1,400世帯以上の世帯が滞納している状況に心を寄せてほしいと思います。そして低所得者が払える保険税にしてもらいたいのです。国保税が低所得者にとって払えない額になるのは、応益割である均等割額と平等割額があるからだと思います。前回この応能負担と応益負担の割合について質問したところ、構成割合は50対50を標準とされているが、市町村の実情に即して適宜変更することができることになっているとの回答がありました。

実際に低所得者の負担に配慮して応益負担の割合を低くしている自治体もあります。笛吹市でも応益割である均等割額を引き下げていただけないでしょうか。そして、子どもの均等割の減免についても検討していただきたいと思います。

以前から質問していますが6月議会における回答では、すべての被保険者に公平に一定の負担をしていただくという趣旨で現在の国保税制度が成り立っている現状では、子どもにかかる均等割の減免は考えていないということでした。応益負担は、国保税や後期高齢者医療保険以外の医療保険にはなく、しかも収入のない子どもにまで税金がかかるのは国保税だけです。果たしてこれは公平と言えるのでしょうか。少子高齢化が進む中で、子育てしやすいまちづくりは行政にとって喫緊の課題です。子どもの数に応じてかかる均等割額について、独自に減免する自治体が全国で広がっています。高校生までを対象に所得制限なしで第1子から免除している自治体が9つあり、岩手県宮古市、福島県南相馬市、福島県白河市の3自治体は全額免除しています。第2子や第3子以降の子どもの均等割を減免する多子世帯減免や所得制限を設けて対象を大学生世代まで広げる自治体もあり、自治体独自の努力が広がっています。岩手県宮古市では、子どもの均等割は年額1人2万5,400円ですが、本年度から18歳までの子どもの均等割を全額免除することとし、対象者数501世帯、高校生までの836人を見込み、システム改修費を含め1,833万円余りの予算を計上したということです。以下、伺います。

1として、本市の国保世帯のうち高校生までの子どもがいる世帯の世帯数と子どもの人数はどのくらいでしょうか。

2として、子どもの均等割額を全額免除した場合、いくらになるでしょうか。

3として、子どもの均等割の減免を行っている自治体を研究し、本市でも取り入れてほしいと思いますがどうでしょうか。

4として、今年度の予備費2億5千万円や積み立てられた財政調整基金を使えば、均等割額の引き下げが可能と思いますが、いかがでしょうか。

5として、低所得者のための軽減措置の範囲を広げる考えはないでしょうか。

以上、伺います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、高校生までの子どもがいる世帯の世帯数と子どもの人数についてです。

本年11月末現在、1,057世帯、1,762人となっています。

次に、子どもの均等割額を全額減免した場合はいくらになるかについてです。

同じく11月末現在の世帯状況により試算したところ、約5,780万円と推計されます。

次に子どもの均等割額減免の導入についてです。

子どもの均等割の軽減については、子育て世代の負担軽減という観点から、その趣旨や効果を認めるところですが、現在、県内全体で将来的な保険料水準の統一化に向けた協議が進められていることも踏まえ、市単独ではなく国保制度の枠組みの中で設計されることが望ましいと考えられるため、これまで同様、軽減制度の創設につきまして国、県に要望を行ってまいります。

次に、予備費や財政調整基金を活用した均等割額の引き下げについてです。

予備費および財政調整基金については、少子高齢化に伴う被保険者の減少や医療費の増加が進む中、県への納付金や国税収入の変動に備え、中長期的な視点から安定的な財政運営を図るため設置しているものでございます。

国税率の改定に当たっては、県内における保険料水準の統一化等を見据え、これまで同様、国保財政の責任主体である県から示される標準税率に即して、適正な税率を検討してまいります。

次に低所得者のための軽減措置の拡大についてです。

国税の軽減については、地方税法に基づく低所得者に対する軽減制度に加え、笛吹市国民健康保険税減免要綱の規定により、災害や疾病等による納税困難者等を対象に軽減を行うなど、適正に運用しております。

このため、公的支援の拡充や保険料水準の統一化などの動きの中で、各市が足並みを揃えながら検討すべき事項と考えており、今のところ市が独自に軽減措置を拡大する考えはございません。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

ありがとうございました。子どもの均等割額を全額免除した場合に5,780万円ということですので、今ある予備費の中でも賄われるのではないのでしょうか。

しかし、県内全体で保険料水準の統一化に向けた協議が進められているため、市独自で導入する考えはないということですが、実際に導入している自治体があるわけで、統一され

るまでは自治体独自に税率や軽減措置を決められるのではないかと思います。

山梨県内の自治体を比べても1人当たりの保険料は、低いところと高いところでは2倍以上の差があったり、保険料率もバラバラなのですが、県内全体での保険料水準の統一化はいつごろどのような形で進めるのか、どのような検討がされているか伺います。

○議長（中村正彦君）

答弁を、雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

保険料水準の統一化についてですが、全国的に保険料水準の統一化に向けた検討が進められています。現在、県を中心に全市町村が定期的に会議を開催して協議を重ねているところです。今のところ協議状況という前提で申し上げますが、まずは医療費水準の統一ということで、納付金の激減緩和措置が終了する令和6年度を目標としているというところでございます。

以上です。

○議長（中村正彦君）

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

9月の補正予算で財政調整基金に5億円が積み立てられましたけれども、国保財政の責任主体が県になったことで、県が財政安定化のための基金を積み立てしており、市として5億円もの積み立ては必要ないと思います。

国保は、ほかの医療保険と比べても2倍以上も高く、さらに笛吹市は県内13市の中で均等割額が一番高くなっています。この高い国保税を5億円の基金を使えば引き下げが可能です。国保は国が責任を負う社会保障制度であり、収入が少なくても払える制度にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

まず予備費や財政調整基金の関係ですが、先ほどもお話をしましたが、中長期的な視点から健全な財政運営を行っていくには、必要なものだというふうにご理解いただきたいと思います。

続いて、国保税の改定をするとすればということですが、また新しい標準税率が県から示されると思います。それをもとに国保の運営協議会でご協議いただいて、保険税の改定を進めていくというふうなことになりますので、これも併せてご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村正彦君）

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

市は財政が苦しくなり、赤字になるという理由で税率を引き上げることができます。しかし一般家庭は簡単に収入を増やすことができず、税金の負担が増えた場合、日々の生活費を節約し、貯金を取り崩して生活しなければなりません。社会保障のためと導入された消費税は、いまや10%まで引き上げられたにもかかわらず、介護や医療のための負担は増え続け、今後もさらに負担を増やすことが検討されています。市民の暮らしはますます大変になると思います。

基金や予備費を使い、収入に関係なく課税される均等割額の減免を市の独自の政策として実行していただくことを求め、次の質問に移ります。

では2問目の、風水害時の避難について質問いたします。

近年甚大な被害をもたらす台風や豪雨が頻発しています。今年の台風15号では、千葉県を中心に大きな被害を受け、台風19号では記録的豪雨により各地で浸水や土砂崩れが発生し、多くの河川が氾濫しました。気象庁は山梨を含む12都県に大雨特別警報を出しました。笛吹川や金川も増水し、削られた護岸が今も残っています。

早めの避難が呼びかけられたこともあり、笛吹市内の洪水や土砂災害の危険がある地域の方々が大勢避難しました。今年の3月には、洪水・土砂災害ハザードマップを新しくしたばかりでしたが、明確な避難場所の指定がないために、どこの避難所へ行ってよいか分からないという問い合わせや、避難所へ行ったが一杯で入れず、ほかへ行くように言われたなど、避難についての課題も明らかになりました。

今後も地球温暖化の影響を受け、記録的豪雨や大型台風による風水害が予想され、防災・減災への対策が求められています。市民から要望も寄せられており、以下伺います。

1として、台風19号のような河川の氾濫が予想される場合、浸水想定区域にある避難所は使えず、避難所が足りなくなることが想定されます。また、今回のように一部の避難所に集中しないような対策が必要になると思いますが、対策はあるでしょうか。

2として、今のハザードマップでは石和町や春日居町の笛吹川の西側に住んでいる方々は川の東側に避難することになっています。車の運転ができない高齢者や障がいのある方にとっては、1人で避難することが難しいと思いますが、避難所が遠くて自力避難が難しい人を避難させるための対策は取られているでしょうか。

3として、避難所である体育館は冷暖房施設が完備していません。今後、増えると思われる豪雨災害で避難所として使用することも増えることが予想され、体育館に温度調節のためのエアコンが必要であると考えますがどうでしょうか。

4として、それぞれの避難所に食料・水・毛布など、備蓄品は何人で何日分を想定して備えられているでしょうか。

5として、現在ペットを飼っている方は多く、家族の一員のようにかわいがっています。ペットを置いて避難できないと命を落とした事例もあり、避難所にペットを連れて行きたいという要望がありますが対応を考えているでしょうか。

6として、遠くの避難所より近くのマンションやホテルなど高い建物に避難できないかという声がありますが、そのような避難は可能でしょうか。

7. 避難所が停電や断水になった場合のトイレについて対策がなされているでしょうか。

8として、避難所において着替えのスペースや仕切り等が準備されているでしょうか。

以上、伺います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

河野智子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、河川氾濫が予想される場合における避難所の不足と一部の避難所に集中しない対策に

ついてです。

本市の浸水想定地域に居住する、すべての市民の皆さまを収容できる指定避難所を確保することは、現実的には難しい課題でございます。

今後、避難先として新たに利用できる施設について検討するとともに、一方では、市民の皆さまそれぞれが、例えば親戚や知人宅など、有事の際に安全に身を寄せられる場所の確保について、平時のうちから考えていただくことも必要であると考えています。

また、指定避難所の開設方法や市民への周知方法についても、今回の対応を検証し、避難者が一部の避難所へ集中することのないよう改善策を検討していきます。

次に避難所が遠く、自力避難が困難な人への対策についてです。

災害時に支援を必要とする災害時避難行動要支援者については、名簿および台帳を整備し、地域の避難等への支援者と情報共有を図り、避難支援に取り組んでおります。

地域の方の共助による避難支援が災害時には大きな力となりますので、なお一層、市民の皆さまへの啓発に努めます。

次に避難所である体育館へのエアコン設置についてです。

指定避難所へのエアコン設置などによる環境改善については、大きな課題の一つと捉えています。

しかしながら、平常時の環境改善の優先や改修経費などの問題もありますので、今後の大規模改修時に設置を検討することとしています。

なお、災害時において、指定避難所に冷暖房等が必要になる場合は、災害協定を締結している事業者などから、必要な機材を調達することで対応したいというふうに考えています。

次に、避難所における備蓄品の人数および日数の想定についてです。

指定避難所の備蓄品は旧町ごとに備蓄場所を設けており、有事の際には、この拠点から各指定避難所に物資を運搬します。

また、平成29年度から、各指定避難所にも備蓄品保管場所を設けるべく、防災備蓄倉庫の設置を順次進めています。

備蓄量は、県が示した南海トラフ地震における被害想定報告書を踏まえ、全体で約7千人の3食3日分を想定し、備蓄に努めています。

次に避難所にペットを連れて行きたいという要望への対応についてです。

指定避難所へのペットの同伴は、内閣府による避難所運営ガイドラインの中でも触れられていて、共生に向け各避難所の実情に合わせて検討する必要があると示されています。本市でも、各指定避難所の運営委員会において、ペットの受け入れについて話し合っています。

次に遠くの避難所より近くのマンションやホテルに避難できないかについてです。

一部の行政区においては、地域の民間施設と協定を結び、災害時の避難先としている事例もあり、生命に関わるような緊急時には近隣の強固な建物に避難することは有効であると考えられます。

しかし、仮に市の避難所として指定する場合においては、施設管理者との合意などの課題もありますので、今後も研究・検討を重ねる必要があると考えています。

次に避難所が停電や断水になった場合のトイレ対策についてです。

現在、5万3千回分の簡易トイレを災害対策用として備蓄しています。また、一部の指定避難所にはマンホールトイレを設置し、災害時のトイレ対策を進めています。

今後も備蓄数等を検討の上、対策を講じていきます。

次に着替えスペースや仕切り等の準備についてです。

各指定避難所における着替えスペースなど、特にプライバシー等の配慮が必要な場所の確保については、仕切られている個室を利用するなど、各避難所運営委員会で選定しています。

仕切りについては、過去の避難所開設事例等を研究し、パーテーション等の購入と工夫による両面での対応について検討を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

ありがとうございました。地球温暖化の影響による豪雨災害が今後も増えると言われてい
ます。地球温暖化をどのように食い止めるのか、真剣に考える必要があると思います。

防災については、行政だけではとてもやりきれるものではなく、避難所運営や避難について
は地域住民の力が必要であり、まだ多くの課題が残されていると思います。今後も検討いた
だき、災害時に犠牲者が出ないような対応を考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中村正彦君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了いたします。

次に、野澤今朝幸君の質疑および質問を許可いたします。

（「関連質問。」の声）

渡辺正秀君に申し上げます。

ただいま関連質問ということですが、先ほど渡辺正秀君の一般質問の中で質問回数を超
えておりますので、議長の議事整理権により関連質問はできません。

暫時休憩といたします。

議連の正副委員長さん、また副議長さん、ちょっと事務局へお願いします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時27分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

次に、野澤今朝幸君の質疑および質問を許可いたします。

野澤今朝幸議員から一般質問に伴い資料の配布の申し出があり、これを許可しましたので資
料がお手元にあると思いますので、よろしく願いいたします。

11番、野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

無党派で市民派の野澤今朝幸です。

議長より、ただいま通告によつての質問が許可されましたので質問に入りたいと思
います。

このごろ毎日のようにニュース等で取り上げられているCOP25ですね、こちらのほう
のこととも今日の質問、両方とも関連します。

温室効果ガスで温暖化ということで、それが異常気象に結びついているということで、私、

2問目の関連になりますけども、その温室効果ガスへの削減ということに関して再生可能エネルギーの問題、こういう問題も議論されているわけです。1問目はそこにかかります。それでは具体的な質問に入りたいと思います。

まず1問目は、リニア中央新幹線のトンネル掘削による湧水の小水力発電への利用可能性の検討についてということです。

国連環境計画では、この11月26日に「世界の温室効果ガス排出が今のペースで続けば、今世紀末の気温は産業革命前に比べ、最大3.9度上がり破壊的な影響が生じる」と報告しています。このCO2排出については、その削減は必要性和対策、これについては以前から久しく議論されてきたところですけれど、ますますその緊急性がこのような報告によってなされるということで認識されているというふうに考えたらいいかと思います。とりわけ、エネルギー分野においては、今申しましたように再生可能エネルギーへの転換が求められているという認識でよからうかと思います。また、この日本においては、エネルギーは先の東日本大震災に伴う福島第一原発事故を教訓に、大規模集中型のエネルギーから小規模分散型のエネルギーへの転換の必要性が、また日本としては求められているものです。

このような世界、日本、そして地域社会におかれているエネルギーを巡る今の現実を踏まえ、以下質問します。

まず1番目に、笛吹市においても再生可能エネルギーの振興、開発、それへの支援が必要であると考えるがどうですか。この点について答えていただきたい。

2番目として、再生可能エネルギーを担当する部署はどこであるか。そして、その部署において、これまでリニア中央新幹線のトンネル掘削工事による湧水によって発電、これは小水力発電ということになるかと思いますが、この利用について検討したことはあるかどうか。

3点目として、小水力発電建設でネックとされているのは、安定した水量の確保、もちろんこれはかなりの水量という意味ですけど、それと豪雨時の砂礫等の流入等、この防止、こういうものに建設コストが非常にかかるということで躊躇もみられますけれど、リニア中央新幹線のトンネル湧水ではこの点がクリアでき、利用可能性が高いと考えますけれど、どうだろうかということです。市のほうの考え方を伺いたい。

最後の点として、市としての自前の再生可能エネルギーを確保する上でも、また今言った地球規模の環境問題に対する笛吹市の姿勢をアピールする上でも、リニア中央新幹線のトンネル湧水の利用による小水力発電の可能性を検討すべきだというふうに考えますけれど、どうでしょうか。

以上、1問目とします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えします。

まず、本市における再生可能エネルギーの振興、開発、支援の必要性についてです。

本市では、再生可能エネルギーのうち、太陽光エネルギーの利用について、温暖化防止と環境保全の意識高揚を図り、住みよい環境づくりを推進することを目的として、住宅用太陽光発電システム設置費補助金を平成16年度から平成29年度まで実施しました。

補助申請数は平成24年度に434件でしたが、年々減少し平成29年度は88件でした。この補助金は、一定の成果が得られたことから、平成29年度で終了した経過がございます。

また、再生可能エネルギーの振興に当たっては、太陽光以外に風力、地熱などが考えられますが、本市の風土の中で有効に活用できるか、周辺環境に与える影響も含め研究していきたいと考えております。

次にリニア・トンネル湧水の利用による小水力発電についてです。

再生可能エネルギーについては、環境推進課で所管しております。またこのことについて、本市では過去に検討した経緯があります。平成21年度に、トンネル湧水の活用について検討を行うために、大学教授、笛吹市議会リニア対策特別委員会委員長、笛吹市地下資源保護審議会委員長、地元区長などをメンバーとした笛吹市リニア水資源有効活用協議会を設置しました。

協議会において、小水力発電としての利用についても検討いたしましたが、落差が少なく利用は難しい上に放流している河川が砂防指定地にあり、構造物の設置が制限されることから、河川から離れた場所に発電所を建設しなければならず、構造物、配管等に莫大な費用がかかるため、小水力発電については有効活用とまらないとの結果でありました。

検討から10年を経過し、技術の向上も有り得ますので、小水力発電の可能性も探っていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

先ほど議長にも案内してもらいました、このように資料を用意しましたけれど、これが今、2つ、うちのほうでは湧水があるわけですけど、これは御坂町の上黒駒の坂野と新上宿の間あたりに出ている御坂のほうの湧水です。こちらの大野寺のほうは、量はこれよりかなり少ないものですけど、今回取り上げたのはこちらです。

これは当初、聞いているところによると、毎秒0.5トン、2秒で1トン、1分間に30トンというかなりの量です。まったくこれが利用されていないということで、当時から検討したことは、私も、内容は今、部長のほうからの報告で主要因とか分かりましたけれど、今の部長の発言からも分かるように10年も過ぎて、ああいうものの、特にわれわれが想定する水車とかそういうものでなくて、非常に技術の進歩が目覚ましいです、この部分は。その次の2ページにあるのが、私も芦川に住んでいるもので、若彦トンネルの水の問題については非常に興味があって、そして県で、これは河口湖側にあります。こういう湧水発電所、そしてこれを見れば分かるように、使用水量というのが大体若彦トンネルは、このリニアの半分より少ないですね。毎秒0.21立米ということですから。ただ、落差の問題も先ほどの指摘がありますけれど、そういうことも考え合わせて、やはりできたら、検討もしたいというような前向きな答弁だというふうに私は理解しましたけれど、とりわけやはり最後の4番目の質問で言うように、やはりこれは国際的な問題だけでなく、われわれ地域がどういうふうな形で、この温室効果、温暖化、これをやっぱり削減していくかというふうに関わらなくちゃいけないと思っておりますので、そういう意味でも、市の姿勢を示す上でも、またこれが1つの子どもたちにとっても環境教育の指標になろうかというふうに考えますので、積極的に検討をしていただきたいと思います。

ど、この点についてももう一度、部長のほうからの答弁をいただきたいと思います。

○議長（中村正彦君）

答弁を、雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

先ほども答弁をしましたが、当時から10年が経過しているということですので、また技術の向上もあるのかなということから、もう少しいろんなことを探るということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村正彦君）

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

次に2問目の質問に入りたいと思います。

今日、朝から、とりわけ台風19号という、こういう言い方をするとちょっと不謹慎かもしれないんですけど、幸いにも大きな災害がなかったので、非常にいい訓練になったというふうな言い方をすると不謹慎と言われるかもしれませんが、私も芦川で直接対応する中で、いい勉強になった、問題点も明らかになったというふうに考えています。

そこで、とりわけ、特に芦川に関してですね、今回の19号台風からの教訓なり問題点を考えたところをまた質問してですね、執行当局の考え方を示していただきたいというふうに考えています。

その点で具体的に、まず1問目ですけど、市の全体の開設に関して問題はいろいろ、るるありましたので、とりわけ市のほうで芦川町の避難所の開設、芦川町の中ではできなくて、今回は八代の総合会館のほうに避難したという経緯がありますけれど、そのへんでの市の評価等について、お聞きしたいということです。

2つ目として、私も消防の副分団長をしているという関係の中で、避難者が、たしか4回ほど車で、2回はこちらの新鳥坂トンネルのほう、通常のところをまわって避難した。あと2回はですね、あそこが120ミリ、連続雨量120ミリ以上になると通行禁止になります。そういう関係もありまして、たしか2回は富士河口湖のほうをまわって、行って帰ってくると2時間くらいかかっていたということです。今、ついでに雨量の問題を言いますと、連続雨量で支所の前から市川の方面は連続雨量80ミリでストップします。支所から八代の奈良原のほうに抜けるほう、今言ったのは120ミリですね。だからすぐにストップしちゃうというふうなことです。

そういう中で避難所として、やはり芦川の中に、今回も、先ほど言いましたように大きな災害が市内になかったからですね、よかったと思います。たしか、市の職員が3名ほど芦川のほうに駆けつけてくれた。そして消防署でも2人だと思えますけれど、計5、6人ですね、応援に来ていただいたということで、避難ができたということを考えますと、そして高齢者が多いもので、長距離の避難というのはかえって体調を崩すというようなこともありますので、できたら芦川の中に避難所をとということで、そこに地図がありますけれど、最後のページで、これが普通のときは、この地図かなり古いので、中学校はもう潰して、中学校と体育館のところに新しい体育館を建ててもらっていますので、ちょっと違いますけれど、この体育館が避難所になっています。震災等々のですよね。ただ、大きな豪雨というときは特に裏山等は危ないという

ことで、急傾斜地になっているということで、避難場所としては認められないということで今回のような結果になったんですけれど、私も65年も生きていますけれど、昭和41年の芦川で19名ほど亡くなって、いまだに3名の死体があがって16名ということになって、そして平成3年ですね、この間の。そのときもかなりの豪雨があったけれど、一応、学校の裏山は、そのときは難を逃れているということにおいて、ここに崩落防止壁等を、強固なものを建てていただければ、ある程度、大丈夫ではないかと。これは素人考えですけれど、そのへんの検討とですね、学校の、左側になりますね、このきれいな扇状地が見えますね。小さくて、一宮の扇状地はもっときれいですけれど、扇状地ということは昔からここがいかにか荒れたかということですね。川筋が変わったかということ。41年の大きな災害以降、危ないところはかなり堰堤が入っています。しかし、ここだけは、この地図に表れない上に1個入っていますけれど、これを見てもらえば分かるようにこの下の出てきたところ、かなり急峻ですね、いつ崩落してもおかしくないというようなことで、芦川の念願の、年来の要望が、できるだけ学校の横あたり、今ちょっと上あたりに堰堤を入れていただきたいということです。これは市の事業にならないかもしれないですけど、芦川町としては本当にこれに対しては、非常に誰も、すぐでもということですので、このへんの検討をしていただけるかどうかということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えいたします。

まず、避難所の開設に関して問題はなかったかという点についてです。

台風19号による指定避難所の開設については、地域ごとの避難情報の発令に伴い、順次、指定避難所の中から安全な避難所を選定し、開設をしました。

一部の指定避難所で開設方法や運営方法、情報伝達などで混乱が生じた場面もあり、課題として捉えています。これらを十分検証する中で改善を進め、今後の有事に備えていきたいと考えています。

また、芦川町では、規定雨量で幹線道路が閉鎖されてしまうため、気象警報発令前の安全な状況のうち町外に避難する必要があるため、早期に八代総合会館指定避難所を開設し、避難者の受け入れを行ったことは、有効であったと考えています。

次に豪雨時の避難場所を芦川地域内に設ける必要性についてです。

避難場所の設置については、施設の構造、立地条件および地域の実情に応じた諸々の状況を総合的に判断する必要があります。

現状、芦川地域の大半が土砂災害警戒区域に指定されていること、雨量が規定値に達し、道路の閉鎖が行われた場合、開設後の支援が困難であることから、芦川地域での指定避難所設置は行っていませんが、地域内での緊急的な避難場所の確保については検討する必要があると考えています。

次に崩落防止壁等を設け、芦川小学校体育館を避難所とすることについてです。

崩落防止壁等の整備によって、土砂災害警戒区域として危険性が改善された場合には、指定

避難所開設後の支援体制の確保に重点を置き、総合的に検討した上で、避難所としての利用の可否を判断いたします。

次に沢の入沢への堰堤建設についてです。

土石流対策については、現地の状況をよく知る地区の皆さまからの要望をもとに、砂防施設設置者である山梨県に要望を行い、市内各所で順次整備が進んでいます。

ご指摘の沢の入沢についても、土砂災害の危険性から砂防指定地の指定を受け、過去に砂防施設の設置が行われました。

しかし、近年の異常降雨の状況を考えると、沢の入沢を含め、施設の再整備の必要性も感じられますので、市内各所の危険渓流に対する砂防施設の新規整備はもちろん、既存施設の再整備についても、地区要望に基づき、県に対し働きかけを行ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

どうもありがとうございました。本当に、いろいろ考えていただけるというふうに理解しました。

特に今回避難した場合も、芦川の人たちはあそこの避難所からその日には帰れなくて次の日の昼間になってしまう。それはたまたま御坂のほうの道路が出水で半日近く通れなかったということもありますけれど、やっぱり家から遠くに離れてしまうと、ただでさえ心配なところがますます心配になるということで、特に高齢者の場合は身体的にも精神的にも、そして高齢者のみの、あるいは一人住まいの人が多いため、今、部長が言ったように緊急的にもですね、やっぱりそこに避難して様子を見れるというようなところの確保を、ぜひまた考えていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（中村正彦君）

以上で、野澤今朝幸君の質疑および質問を終了いたします。

ただいま、議題になっております議案第119号から議案第142号までの24案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月11日から12月19日までは議案調査のため、休会としたいと思います。

これご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日12月11日から12月19日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は12月20日、午後2時半から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時03分

令和元年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和元年12月20日
午後 2時30分開議
於 議 場

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 119号 | 笛吹市財産区管理会の財産区管理委員の報酬に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 120号 | 笛吹市税条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 121号 | 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 122号 | 笛吹川都市計画事業石和温泉駅前土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 123号 | 笛吹市火災予防条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 124号 | 令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)について |
| 日程第 7 | 議案第 125号 | 令和元年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 8 | 議案第 126号 | 令和元年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 9 | 議案第 127号 | 令和元年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 10 | 議案第 128号 | 令和元年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 11 | 議案第 129号 | 令和元年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 12 | 議案第 130号 | 令和元年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 13 | 議案第 131号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市芦川国民健康保険診療所) |
| 日程第 14 | 議案第 132号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市立かすがい東保育所) |
| 日程第 15 | 議案第 133号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市はなぶさふれあい児童館) |
| 日程第 16 | 議案第 134号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市御坂児童センター) |
| 日程第 17 | 議案第 135号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市石和温泉駅観光案内所) |

- 日程第18 議案第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市石和小林公園・笛吹市石和温泉駅前公園・笛吹市近津ふれあい公園）
- 日程第19 議案第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代ふれあい健康広場）
- 日程第20 議案第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代増田ふれあい広場）
- 日程第21 議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八田御朱印公園）
- 日程第22 議案第140号 区域外における公の施設の設置に関する協議について
- 日程第23 議案第141号 甲府市の一部に公の施設を利用させることに関する協議について
- 日程第24 議案第142号 笛吹市職員給与条例の一部改正について
- 日程第25 議案第143号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第26 同意第11号 教育委員会委員の任命について
- 日程第27 同意第12号 公平委員会委員の選任について
- 日程第28 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	雨 宮 寿 男
教 育 長	小 澤 紀 元	総 務 部 長	須 田 徹
総合政策部長	深 澤 和 仁	会 計 管 理 者	石 原 和 加 子
市民環境部長	雨 宮 昭 夫	保 健 福 祉 部 長	飯 島 尚 美
福祉事務所長	赤 尾 好 彦	産 業 観 光 部 長	小 宮 山 和 人
建 設 部 長	標 博 司	公 営 企 業 部 長	須 田 富 士 男
教 育 部 長	宇 佐 美 正 博	総 務 課 長	雨 宮 和 博
政 策 課 長	西 海 好 治	財 政 課 長	返 田 典 雄
消 防 長	福 嶋 一 仁	代 表 監 査 委 員	横 山 祥 子

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	青 山 好 英
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶

○議長（中村正彦君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたのでご報告申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、農業委員会会長 赤岡勝口君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（中村正彦君）

日程第1 議案第119号から日程第24 議案第142号までを一括議題といたします。

本案については今定例会初日の12月2日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託してあります案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、岩沢正敏君。

○総務常任委員長（岩沢正敏君）

議長より総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る12月10日の本会議において、今委員会に付託されました議案審査について、12月13日、16日の2日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので主なものを報告いたします。

議案第120号 「笛吹市税条例の一部改正について」

総務部税務課の審査では、山梨県内における全期前納報奨金の廃止状況に関する質問があり、県内でも今年度中に、本市以外に2つの市で廃止を予定しており、来年度からは、県内すべての市において廃止となる見込みであるとの説明がありました。

議案第124号 「令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」

総務部防災危機管理課の審査では、備蓄品整備事業の需用費について、台風19号関連の災害対策で使用した分の補充であるかとの質問があり、アルファ米については備蓄数4万5,900食のうち2,300食を使用し、その他にも保存水などの備蓄品を使用したことから、不足数の補充を行う必要があるため、補正をお願いしたいとの説明がありました。

総合政策部企画課の審査では、委員から、ふるさと納税による寄附を増やしていく取り組み

について、笛吹市の魅力を全国に向けて発信できるような返礼品の開発や、人気のある返礼品の数量の確保についても検討を進めてもらいたい。また、これらの企画立案を進めるにあたり、様々な調査を進めながら行っていただきたいといった意見が出されました。

市民環境部戸籍住民課の審査では、個人番号カード交付事務補助金の補助率に関する質問があり、基本的には個人番号カードの交付実績に応じて、補助額が算定されるものである、しかし、今年度の交付額については、現時点での明示はなく、国の予算額に対する、全国の自治体での実施状況により変動する可能性はあるとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

なお、平成30年請願第3号「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願」については、継続審査となり、1年間継続審査となったため、先例により審議未了となりました。

また、令和元年請願第3号「リニア中央新幹線の騒音の低減に関する請願」については、継続審査となりました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第120号 笛吹市税条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第123号 笛吹市火災予防条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第124号 令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第142号 笛吹市職員給与条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（中村正彦君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第124号「令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」につきましては各常任委員会の分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第120号、議案第123号および議案第142号を議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は、可決であります。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第120号、議案第123号および議案第142号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

議長より教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る12月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、12月13日、16日の2日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査を行いました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第124号「令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」では、保健福祉部の福祉総務課の審査では、福祉事務所事業の需用費修繕料の増額に伴い、今年度行った修繕の内容について説明を求めたところ、主なものについては、「ふれあいの家」エアコン取り替え工事が概ね100万円、「八代福祉センター」において1階エアコン修繕40万円程度、消防用設備の修繕工事35万円程度、「春日居福祉会館」の浴槽タイル修繕工事が40万円程度であるとの説明がありました。

市民環境部の環境推進課の審査では、歳出の4款衛生費の事業名、職員人件費において、4市で構成する一部事務組合の各市の派遣人数を質問したところ、笛吹市から派遣されている職員は課長職1名、担当1名、甲府市からは事務局長1名、課長職1名、担当3名、山梨市、甲州市からは担当1名ずつであるとの回答がありました。

教育委員会の教育総務課の審査では、10款教育費、小学校施設計画的改修事業において、特別支援学級について、入級方法や教室の配置について説明を求めたところ、特別支援学級の種別は6種別あり、その都度、医師の診断や検査をする中で、保護者の意向を踏まえ、入級に至っている。また、教室の配置については、各学校で工夫しながら既存の教室を分けるなどの改修をして使用している。それでも教室が必要になる場合は、増設など必要な改修をしていくとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第121号 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第124号 令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第125号 令和元年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第126号 令和元年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第127号 令和元年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第131号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市芦川国民健康保険診療所）、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市立かすがい東保育所）、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市はなぶさふれあい児童館）、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市御坂児童センター）、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八田御朱印公園）、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（中村正彦君）

以上で教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第124号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第121号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第121号では原案のとおり可決されました。

議案第125号から議案第127号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は、可決であります。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第125号から議案第127号までは原案のとおり可決されました。

議案第131号から議案第134号および議案第139号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本5案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本5案についての委員長報告は、可決であります。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第131号から議案第134号および議案第139号は原案のとおり可決されました。

続いて建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、前島敏彦君。

○建設経済常任委員長（前島敏彦君）

議長より建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、12月13日および16日の2日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第124号 「令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について」

産業観光部農林土木課の審査では、「令和元年台風19号による御坂町大野寺地内農業施設災害復旧工事」についての詳しい内容の説明を求めたところ、台風の大雨で大量の水が山から農地に流れ込んだことにより、高さ10メートル、幅15メートルの法面が崩れ、下にある農道に大量の土砂が流れ込んだため、堆積した土砂の撤去と農道工作物の修復をするための工事であるとの説明がありました。

建設部管理総務課の審査では、「市営住宅維持管理費の老朽住宅解体工事において」、解体する3棟の住宅の構造と面積についての質問があり、3棟すべて木造住宅で、面積については八代森の上住宅が39平方メートル、一宮東原住宅が72平方メートル、一宮国分住宅が60平方メートルであり、老朽化に基づく取り壊しであるとの回答がありました。

議案第140号 「区域外における公の施設の設置に関する協議について」および議案第

141号 「甲府市の一部に公の施設を利用させることに関する協議について」。

公営企業部の審査では、「甲府市の下水道管が新設され、笛吹市の下水道管に接続することにより流水量は大丈夫か」との質問に対して、笛吹市の既存の下水道管は、クリーンセンターや寺尾の湯を接続する際に1本の管を増設し、2系統となっているため、流水量は大丈夫ですとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第119号 笛吹市財産区管理会の財産区管理委員の報酬に関する条例の制定について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第122号 笛吹川都市計画事業石和温泉駅前土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第124号 令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）について、産業観光部および農業委員会所管項目については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第128号 令和元年度笛吹市水道事業会計補正予算（第3号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第129号 令和元年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第130号 令和元年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第135号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市石和温泉駅前観光案内所）、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市石和小林公園・笛吹市石和温泉駅前公園・笛吹市近津ふれあい公園）、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代ふれあい健康広場）、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代増田ふれあい広場）、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第140号 区域外における公の施設の設置に関する協議について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第141号 甲府市の一部に公の施設を利用させることに関する協議について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（中村正彦君）

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第124号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

議案第119号および議案第122号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本2案についての委員長報告は、可決であります。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第119号および議案第122号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第128号から議案第130号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は、可決であります。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第128号から議案第130号は原案のとおり可決されました。

議案第135号から議案第138号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本4案についての委員長報告は、可決であります。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第135号から議案第138号は原案のとおり可決されました。

議案第140号から議案第141号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本2案についての委員長報告は、可決であります。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第140号から議案第141号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託しました議案の採決が終了いたしました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第124号「令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後3時15分といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

○議長(中村正彦君)

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案1案および同意案件2件が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長(中村正彦君)

これより日程第25 議案第143号から日程第27 同意第12号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案します議案3件につきまして概略をご説明申し上げます。

はじめに議案第143号「人権擁護委員の候補者の推薦について」です。

人権擁護委員2人が、令和2年3月末日をもって任期満了となることに伴い、その候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

候補者につきましては、春日居町在住の芦澤栄氏、石和町在住の網倉基充氏です。

2人とも新任であり、いずれも任期は令和2年4月1日から3年間です。

続きまして、同意第11号「教育委員会委員の任命について」です。

教育委員会委員の1名が12月31日をもって任期満了となることに伴い、現在、御坂町在住の久保田一男氏を任命することに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

久保田氏は新任であり、任期は令和2年1月1日から4年間です。

続きまして、同意第12号「公平委員会委員の選任について」です。

公平委員会委員 堀内常雄氏の任期が本日12月20日で満了することに伴い、堀内氏を再任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意をお願いするものです。

堀内氏の任期は、令和元年12月21日から4年間です。

なお、経歴等につきましては、それぞれの案件の末尾にあります参考資料のとおりです。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中村正彦君）

市長の説明が終わりました。

これより議案第143号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第143号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第143号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第143号の討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これより議案第143号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第143号は原案のとおり可決されました。

次に同意第11号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第11号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第11号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第11号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより同意第11号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま、教育委員に同意されました久保田一男君から議場でのあいさつの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

それでは、久保田一男君の案内をお願いします。

(入場)

ご紹介いたします。

ただいま、教育委員に同意されました久保田一男君であります。

あいさつを許しますので、登壇を願います。

○教育委員(久保田一男君)

議長のお許しをいただきましたので、一言あいさつを申し上げます。

ただいま、教育委員の選任の同意をいただきました久保田一男と申します。

今回、教育委員という重責を担わせていただくこととなりました。教員としての38年間の経験はもとより、体育指導員としての11年間の経験を活かし、微力ではありますが最善の努力を傾注し、この職責を果たしてまいりたいと考えております。

今後とも格段のご指導・ご鞭撻をよろしくお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

○議長(中村正彦君)

久保田一男君の退場を求めます。

(退 場)

次に同意第12号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第12号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第12号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第12号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより同意第12号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第12号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長 (中村正彦君)

日程第28 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

市長、山下政樹君。

○市長 (山下政樹君)

令和元年笛吹市議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会は、12月2日から本日まで19日間の日程で開催されました。議員各位におかれましては、慎重なる審議に努めていただき、感謝申し上げます。

また、本会議および各委員会において、市政の各分野について、様々なご質問をいただきましたが、現状の課題としてしっかり認識をし、市政発展のため活かしていく考えですので、一

層のご協力をお願いを申し上げます。

さて、12月1日に民生委員・児童委員の3年に一度の一斉改選が行われ、委員206人による新体制がスタートしました。

民生委員・児童委員の皆さまには、身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつないでいただけるような活動を期待しております。

日に日に寒さが増し、いよいよ冬本番を迎えます。本日1日から2月29日まで「笛吹物語」“冬”の演出として、「さくら温泉通り」や「駅前通り」をイルミネーションで彩っています。

石和温泉郷の冬に煌めきをプラスし、イメージアップを図りながら宿泊につなげてまいりたいと考えています。

新年に入りますと、各種行事が予定されています。

1月5日には、笛吹市消防団出初式が石和農村スポーツ広場で行われ、消防団とともに女性消防隊も分列行進に参加します。

1月7日には、令和2年新春交歓会および受章者祝賀会が開催されます。

市議会議員の皆さまをはじめ、各種委員および団体代表者の皆さまにご出席いただき、新春を言祝くとともに、受章者の功績を称えたいと思います。

1月12日には、笛吹市成人式がいちのみや桃の里スポーツ公園体育館において開催され、770人余りの新成人の希望に満ちた門出を祝いたいと思います。

2月には、毎週土曜日、日曜日に石和温泉旅館協同組合による冬花火「笛吹川の舞」が、澄み渡る冬の夜空を彩ります。

また、2月14日から日本一早い桃のお花見として、国内外の皆さまに好評いただいています「ハウス桃宴」が開園します。

まだ寒い時期ではありますが、ひと足早い春を満喫していただき、本格的な春の観光シーズンにつながるよう、多くの皆さまにお越しいただけることを期待しています。

各行事に際しましては、議員の皆さまにもご参加をお願いいたします。

本年は、市役所における年間の行動テーマに、「自分視点から全体視点へ」を掲げました。職員一人ひとりが、市役所全体を広い視野で捉え、自らの業務をどうすることが市民の皆さまの期待に応えることになるのか考えながら、職務に当たるよう求めてまいりました。職員の仕事ぶりを見ますと、少しずつではありますが意識改革が進んでいるように感じています。

来年も、ハートフルタウン笛吹の実現に向けて、職員ともども職務に邁進してまいります。

さて、来年は「子年」であります。「子」の文字には「増える」という意味があり、十二支の最初となる年であることから、繁栄や変化の年と言われています。また、東京オリンピック開催の年でもあり、この盛り上がりに合わせて、来たる令和2年の子年が、市民の皆さまが健康でこころ豊かに暮らせる年となりますよう、市内の産業がにぎわいあふれる実り豊かな年となりますよう、本市といたしましても引き続き、市政運営に努力してまいりたいと考えております。

師走も半ばを過ぎ、何かと慌ただしい時期を迎えます。議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛の上、ご健勝にてご活躍されることをお祈りし、閉会のあいさつといたします。

○議長（中村正彦君）

以上をもちまして、令和元年笛吹市議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時31分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	青山好英
議会書記	霜村直人
議会書記	横山慶